

令和2年度 第3回木津川市行財政改革推進委員会

会議次第

日時:令和2年11月20日(金)午後2時～
場所:木津川市役所5階 全員協議会室

1. 開会

2. 議事

(1) 令和2年度第2回外部評価

- ①No. 14 「定員適正化計画の策定」(人事秘書課)
- ②No. 88 「入札・契約制度の適正運用」(指導検査課)

3. その他

4. 閉会

＜配布資料＞

議事(1)①関係

令和2年度外部評価 論点整理【No.14 定員適正化計画の策定】

【資料①】府内の類似団体(木津川市・舞鶴市・亀岡市・城陽市・向日市・長岡京市・京田辺市)の市立及び私立保育園数と職員数の比較表

【資料②】計画期間における各年度の退職者見込数、採用者予定数一覧

【参考資料①】AI-OCR・RPA導入実証結果報告書(概要版)

【参考資料②】木津川市職員人材育成基本方針

【参考資料③】定員適正化計画に基づく職員数及び人件費の推移(R1.8月計画策定時点)

議事(1)②関係

令和2年度外部評価 論点整理【No.88 入札・契約制度の適正運用】

【資料①】近隣団体(京田辺市、城陽市、八幡市、精華町)の建設工事発注一覧

【資料②】随意契約ガイドライン(令和元年10月改定)

【資料③】木津川市の発注業務に係る職員行動指針

【資料④】調査票「入札契約制度の適正化に向けた取り組み状況について」

【参考資料①】令和2年度工事種別の総合点算出基準

【参考資料②】発注標準(令和2年4月1日時点)

【参考資料③】定期監査結果について(平成29年度～令和元年度 一部抜粋)

令和2年度外部評価 論点整理

項目名：No.14 定員適正化計画の策定

(所管部局：市長直轄組織 人事秘書課)

論 点	<p>①事務の効率化や市民サービスの維持・向上について ②人材の確保と育成について ③人件費の今後の見通しについて</p>
-----	---

(⇒：担当課見解)

論点整理	<p>①事務の効率化や市民サービスの維持・向上について</p> <ul style="list-style-type: none">・住民ニーズは常に変化・複雑多様化しており、また、今後は少子高齢化や人口減少が進展していく中で、定員管理による職員数を減少することにより、災害対応などを含めた行政機能をどのように維持していくのか。 ⇒組織改編による人員配置の効率化や、再任用職員・会計年度任用職員の活用、AI-OCR・RPAの導入等により、市民サービスが低下することのないよう、行政機能を維持していきます。災害対応については、現状正職員のみでの対応となっていますが、人的不足が生じる状況となるのであれば、会計年度任用職員についても動員する等の検討も必要と考えます。・AIやRPAの導入はどの程度進んでいるのか。また、導入による事務効率化によって職員削減実績など効果は。 ⇒AI-OCR・RPAの導入については学研企画課主導により推進しています。2019年度の実証実験では3業務について年間比較372時間の削減結果が出ており、2020年度からの本格導入ではさらに年間削減時間が増えていくものと想定され、それに伴い職員数の削減につなげていけるものと考えています。【参考資料①】 <p>②人材の確保と育成について</p> <ul style="list-style-type: none">・職員数を適正化していく中で、土木技師や保健師、保育士など、専門性をもった職員の人材育成をどのようにしていくのか。(技術と人的資源) ⇒毎年度、職員採用試験を複数回実施することにより多様な人材の確保に努めるとともに、京都府市町村振興協会等が実施する外部研修への参加やOJTにより専門知識の向上を図っています。また、国土交通省や京都技術サポートセンター等へ土木技師職員を派遣し、専門技術の向上を図っています。・年齢構成の平準化と再任用職員活用への配慮、新規採用の適正数確保はどのように実施するのか。 ⇒毎年度、一定の採用職員数を確保することで年齢構成の平準化を図っています。再任用職員については、無年金期間は原則希望する者は任用するこ
------	---

	<p>ととしており、今後は定年延長に伴い再任用制度も変更になるものと考えています。</p> <p>・働きがいのある職場となっているか。また仕事の成長性はどうか。</p> <p>⇒本市では、合併により誕生した新しいまちを自分たちが創っていくという気構えを持ち、何事にもプラス思考で、チャンスを逃がさず、前向きに取り組む向上心を持ち、成長していく職員を育成していくため、「木津川市職員人材育成基本方針」【参考資料②】を策定し、職員自身の自立的な成長とワークライフバランスの実現に向けたシステムと環境の整備に取り組んでいます。</p> <p>職員一人ひとりの成長が組織の成長であり、本市の発展の原動力となることから、職員の資質の一層の向上を図りながら、働きがいのある職場環境づくりに努めていきたいと考えています。</p> <p>参考として、令和元年度のストレスチェック全体分析によりますと、働きがいは全国平均と比較しても総じて平均的となっています。</p> <p>・保育所等民営化の推進による人員の余剰にどう対処していくのか。</p> <p>⇒現在の保育園にかかる正職率が3割程度であるため、会計年度任用職員数を正職員に置き換えることにより対応しています。</p> <p>・令和5年度までの5年間で総職員数を41名削減することを目標としているが、その根拠は。</p> <p>⇒今後、市の財政状況はますます厳しいものとなる予測の中、正職員の定年延長や非正規雇用職員の賃金体制見直しがあり、総人件費の削減は大きな課題のひとつです。適正な職員体制を維持・整備し、総人件費の削減を図るため、今後の定年退職員数や公立保育所民営化計画などを見据えるなかで、目標値として41名を削減し、職員数450人とする計画を策定したものです。</p> <p>また、本市では、合併効果を最大限に発揮するため、合併以降これまで普通会計職員数を類似団体職員数の1割減を目標に、定員管理に取り組んできました。類似団体との比較では、総数では下回っているものの、民生部門、土木部門において類似団体を上回っています。これは、職員総数を抑制しながらも、人口増加に伴う都市基盤の整備や、子育て支援を始めとする福祉施策の充実など、市の重点施策を推進するため、必要な部門に人員を集中していることによるものです。</p> <p>定員適正化計画において部門別の具体的な削減目標は設定していませんが、人口増加といった本市特有の行政需要に的確に対応するなかで、最小の人員で最大の市民サービスが提供できる組織体制へと見直し、適正な人員配置となるよう定員管理の適正化に努めたいと考えています。</p>
--	---

	<p>③人件費の今後の見通しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画に基づく各年度の人件費見通しは。（総合計画財政見通しとの比較、時点修正の予定など） <p>⇒定員適正化計画を策定する段階における人件費見通しは、別紙参考資料③のとおりです。令和2年度から、嘱託職員及び臨時職員は会計年度任用職員となり、期末手当の支給等が見込まれることから、平成30年度と比較して令和5年度は約5億円の増額となる一方、正職給与については職員数が削減になることから平成30年度と比較して令和5年度は約2億円の減額となります。人件費総額の推移として、平成30年度約45億円に対し令和5年度約48億円と見込んでいます。</p> <p>なお、財政見通しは、こうした状況を踏まえ財政担当課において毎年度時点修正を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、退職者の増加が見込まれている状況だが、退職手当組合や退職手当基金などにより退職者の財源は十分に確保できているのか。 <p>⇒当市は京都府市町村退職手当組合に加入しており、退職手当支給総額に応じて負担金率が変動します。令和元年度から一般職の負担金率が全体的に引き下げられており、財源は十分に確保されているものと思われますが、今後当市の退職手当の支給額が増加することにより、退職手当組合への負担金額が増加するものと思われます。</p>
--	---

追加資料	<ul style="list-style-type: none"> 府内の類似団体（木津川市・舞鶴市・亀岡市・城陽市・向日市・長岡京市・京田辺市）の市立及び私立保育園数と職員数の比較表【資料①】 計画期間における各年度の退職者見込数、採用者予定数一覧【資料②】 AI-OCR・RPA導入実証結果報告書（概要版）【参考資料①】 木津川市職員人材育成基本方針【参考資料②】 定員適正化計画に基づく職員数及び人件費の推移<small>(R1.8月計画策定期点)</small>【参考資料③】
------	--

その他	<ul style="list-style-type: none"> 第2次総合計画における財政収支の見通しでは、対2019年度比で令和5年度の人件費が大幅に増加しているが、定員適正化計画により修正となると考えてよいか。また、数値が変更となった場合の各年度の人件費は。 <p>⇒財政収支見通しにおける人件費の増額分の大半は、2020年度からの会計年度任用職員制度導入によるものです。2019年度においては臨時職員の賃金は物件費及び扶助費に含まれているため、単純に人件費だけで比較することはできませんが、毎年度財政担当課において時点修正を行っています。なお、各年度の人件費推移については【参考資料③】を参照ください。</p>
-----	--

【資料①】

■府内の類似団体の市立及び私立保育園数と職員数の比較表（令和元年4月1日時点）

(単位)保育園数:園
職員数:人

	私立保育園数	公立保育園数	公立保育園 職員数	園(公立)あたり 職員数
木津川市	8	9	66	7.3
舞鶴市	14	3	46	15.3
亀岡市	13	6	67	11.2
城陽市	8	2	26	13.0
向日市	7	3	61	20.3
長岡京市	10	5	70	14.0
京田辺市	4	5	102	20.4

■計画期間における各年度の退職者見込数、採用者予定数一覧

(単位：人)

項目		H30	H31	R2	R3	R4	R5
退職	定年退職	9	18	12	0	14	
	早期(勧奨)	4	4	4	4	4	
	自己都合	8	8	8	8	8	
	再任用フル	2	0	2	4	0	
	再任用短時間	6	0	3	5	0	
採用	新規採用		16	17	15	6	12
	再任用フル		6	4	3	0	4
	再任用短時間		3	11	7	0	8
	フル→短変更		0	1	2	0	0
職員数	一般職	487	482	469	460	454	440
	再任用フル	4	8	11	10	6	10
	再任用短時間	9	6	18	24	19	27
定員管理計		491	490	480	470	460	450

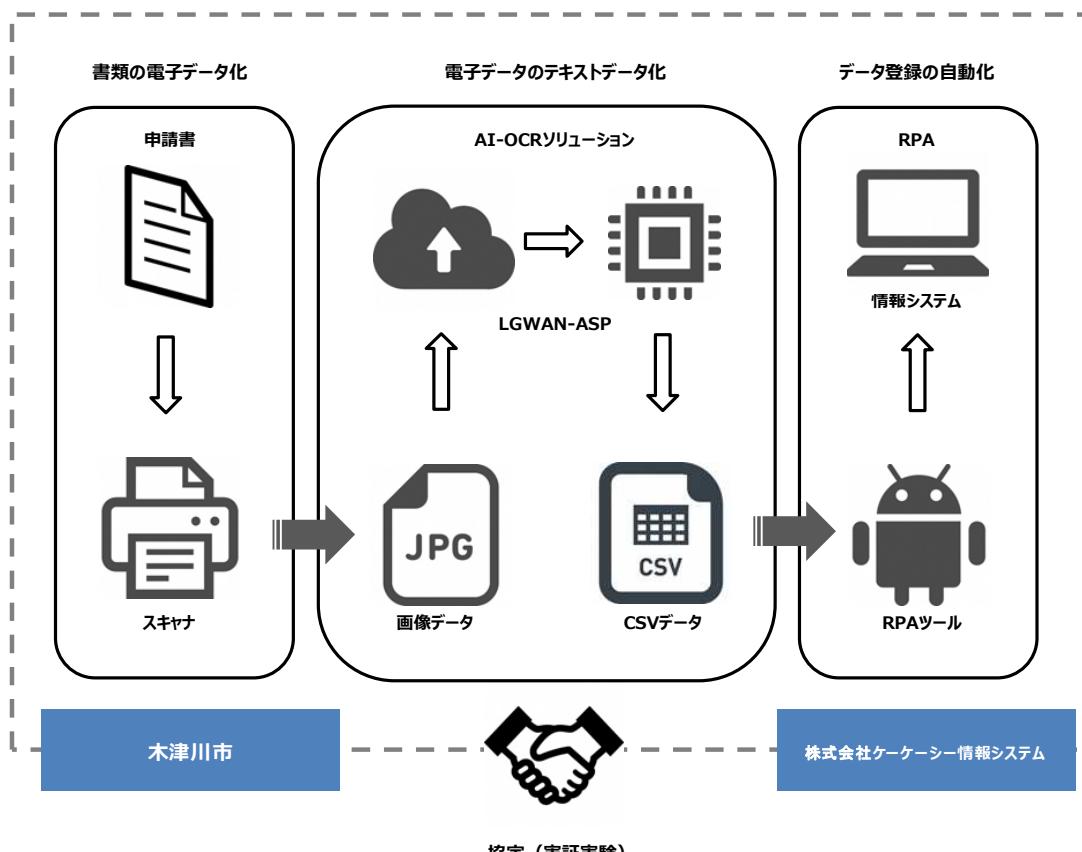
AI-OCR・RPA 導入実証結果報告書（概要版）

1. 目的

本実証実験は、木津川市が実証フィールドを提供し、事業者の豊富な自治体業務に対するノウハウ、RPA の導入実績を活用し、市役所の様々な業務への AI-OCR・RPA 適用可否や効果を見極めることで、段階的導入の第一歩と位置付ける。

2. 実施体制

木津川市をフィールドとし、内部事務に精通した事業者と連携することにより柔軟かつ効率的に業務自動化の共同実証を行うとともに、市役所業務に数多く存在する、紙媒体での申請書等をシステムに入力する作業について、これら紙媒体の情報を A I – O C R を利用してデジタル化することで、R P A の導入効果の向上を図る。



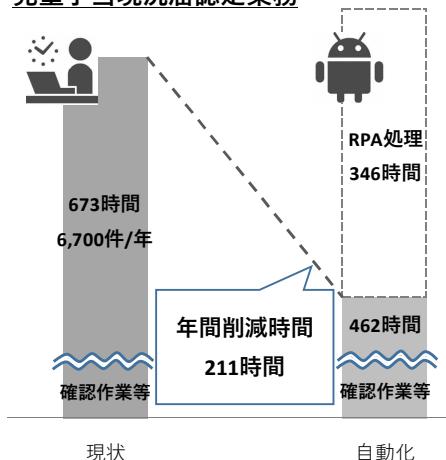
3. 対象業務

業務自動化に関する全庁アンケート及び個別業務ヒアリングを実施し、対象業務を選定した。

業務名	業務内容	件数
児童手当現況届認定業務	給付対象者から現況届を受領し、職業区分等をシステムに入力、児童手当の継続支給の判定等を行う業務	6700件/年
放課後児童クラブ延長料金入力業務	各児童クラブから提出されるエクセルの延長料金表をシステムに入力し、延長時間に応じた料金を徴収する業務	200件/月
年末調整申告書等入力業務	職員から提出される保険料控除申告書等の内容をシステムに入力、支払うべき所得税額を計算し源泉徴収票等の作成を行う業務	1500件/年

4. 検証結果

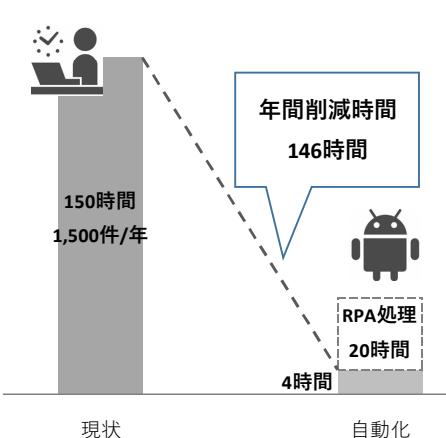
児童手当現況届認定業務



【検証結果】

- システムへの入力に係る作業時間について、RPAによる一定の削減効果が得られた。
- AI-OCRについて高い認識率（99.0%）が得られた。
- 導入過程において現行の手順や様式を見直すことで業務全体の効率化を図ることができた。

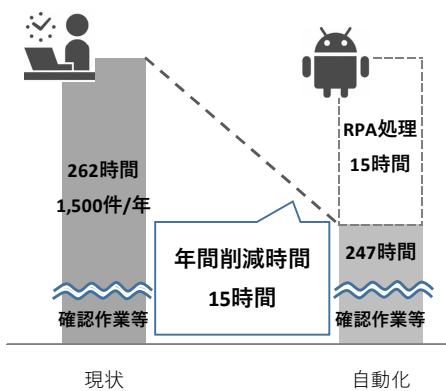
放課後児童クラブ延長料金入力業務



【検証結果】

- 業務の大半が定型的なシステム入力作業であるため、RPAによる大幅な削減効果が得られた。
- 入力元データのレイアウトや確認作業の手順を見直すことで業務全体の効率化を図ることができた。

年末調整申告書等入力業務



【検証結果】

- システムへの入力に係る作業時間については、RPAによる削減効果が得られた。一方で、職員による添付書類との
突合作業が業務の大きなウェイトを占めているため、業務全体におけるRPAの導入効果は限定的であった。
- AI-OCRについて高い認識率（95.6%）が得られた。

5. まとめ

本実証実験において、RPA と AI-OCR を組み合わせることで、自動化の対象範囲が拡大し、定期業務の負荷削減・効率化について一定の効果を得ることができた。また、AI-OCR・RPA の導入過程における業務プロセスの見直しを契機とし、業務手順の効率化・標準化などの副次的な効果を確認することができた。

一方で、例外処理が多く発生するものや、帳票の様式が統一されていないものについては、RPA による自動化との親和性が低く、削減効果は限定的であった。

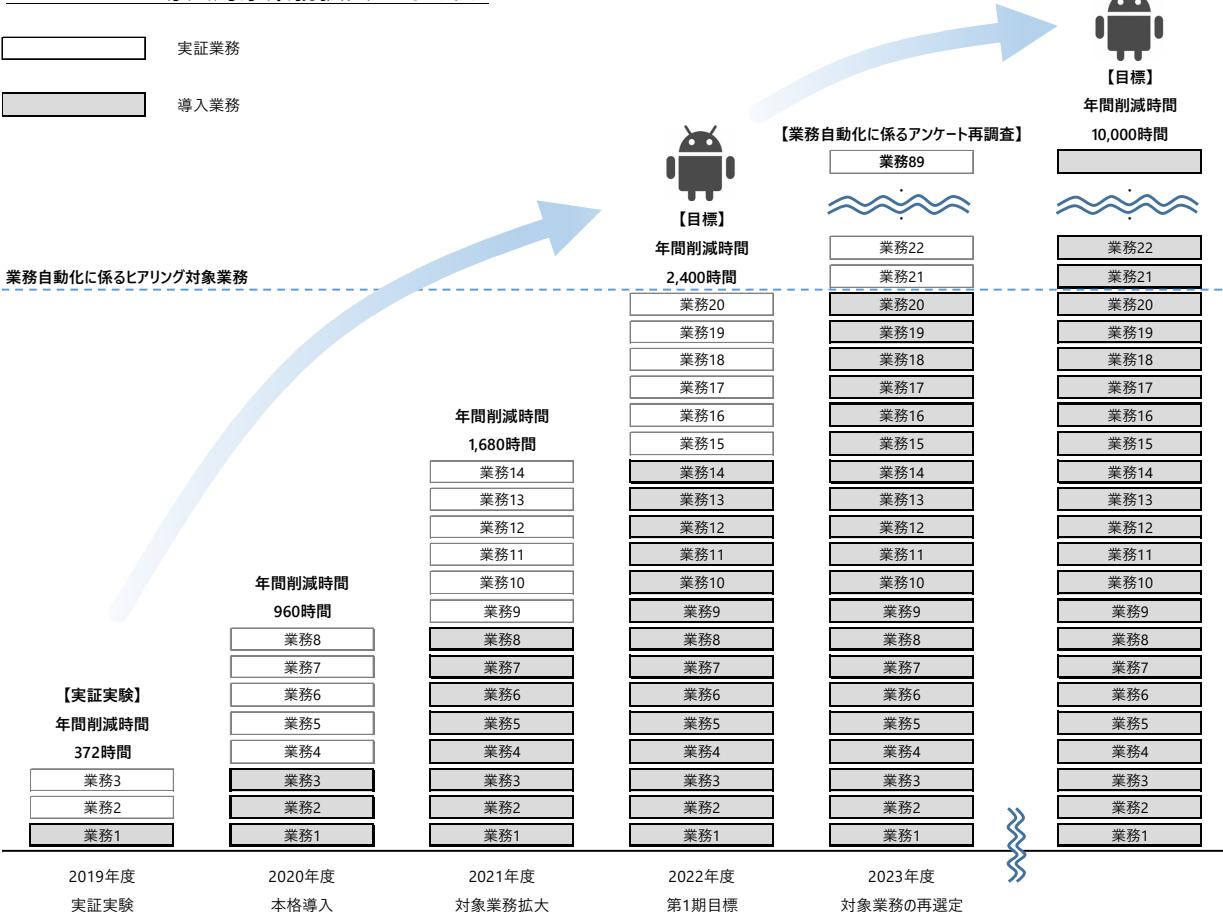
6. 今後の展開

AI-OCR・RPA の本格導入にあたっては、全庁的に取り組みを進め、費用対効果について検証し、本実証実験で得られた効果の最大化を目指す。

本実証実験の対象 3 業務について 2020 年 1 月以降、本格導入を行い、2022 年度には本実証実験においてヒアリングを実施した 20 業務について自動化を適用し、職員の年間作業時間 2,400 時間以上の削減を目指す。

2023 年度には再度「業務自動化に係るアンケート」を実施することで対象業務を洗い出し、将来的には職員の年間作業時間 10,000 時間以上の削減を目指す。

AI-OCR・RPA導入対象業務拡大ロードマップ



木津川市職員人材育成基本方針

平成25年11月7日策定



＜目次＞

はじめに	1
1. 人材育成の考え方	2
(1) 自律的に自らのキャリア開発に取り組む	4
(2) ワークライフバランスの実現を目指す	4
2. 人材育成の進め方	5
(1) 人材育成推進のための基本施策	5
(2) 人材育成推進の施策	6
3. 人材育成推進施策の概要	8
(1) 人事担当課における取り組み	8
(2) 各所属における取り組み	10
(3) 職員提案制度	12
(4) 職員有志による勉強会への活動助成	12
4. 人材育成に関する成果の検証	13
(1) 事務事業評価による育成成果の検証	13
(2) 人事評価による育成成果の検証	13

はじめに

職員は、市民のための奉仕者として、最大のサービス機関の役割を果たしていくことが求められます。市職員は24時間（プライベートの時間も含めて）、木津川市という大きな組織の一員であり、一人ひとりが重要な役割を担っています。木津川市が求める職員とは、合併により誕生した新しいまちを、自分たちが創っていくという気構えを持ち、何事にもプラス志向で、チャンスを逃さず、前向きに取り組む向上心を持ち、成長していく職員です。

木津川市が誕生して6年が過ぎましたが、この間、社会経済の情勢は大きく変化を続けています。地方分権の進展による権限移譲、市民ニーズの多様化・複雑化、防災意識の高まり等により、市行政が担うべき役割はさらに大きくなっています。

こうした状況の中で、職員には、様々な市民のニーズに対応して、10年後、20年後の木津川市が市民にとって「住んで良かった、住み続けたい」と評価していただけるまちにしていくことが求められます。

そのためには、職員の資質の一層の向上を図ることが不可欠です。この基本方針は、木津川市の将来像や行政のあり方等を、自分たちが創っていくという気構えを持ち、成長していく職員を育成していくための基本的な方針を明らかにするために策定するものです。



1 人材育成の考え方

【 求める職員像 】

◇できない理由をさがすのではなく、どうしたらできるのかを考え、問題を克服していく「問題解決力」を発揮する職員

職員は、公務員として、人権を尊重し、法令及び社会規範を遵守する高い倫理観を持って、公正、公平に職務を遂行しなければなりません。その上で、様々な能力を発揮して、市民の負託に応え、また市民と協働して、まちづくりを進めていくことが求められています。実際の職務の遂行に必要な能力として、専門的知識や技術をはじめ、傾聴や対話を通じて人の意見や思いを理解する能力や、説明や折衝・交渉により自らの考えを伝える能力、その他にコスト意識や企画力、指導力など、それぞれの職員の職位や所管業務に応じて、高いレベルであることが求められます。

求める職員像とは、全職員に求められる能力として、組織全体の目標を達成するために、自らが果たすべき役割を理解して、解決すべき課題に対して「できない理由」ではなく「どうしたらできるのか」を考え、実行できる職員を育成していきます。問題解決力とは、問題を正しく認識する能力、問題を解決するために必要な行動を設定できる能力、その必要な行動を実行に移す能力、その結果を検証して必要に応じて修正し次の課題に挑んでいくという、自分の中でP D C A サイクル（※1）を展開していく能力であると言えます。

◇目標を見失わず、正確な現状認識で問題を発見（認識）できる力

◇問題を解決するための「行動」を設定できる力

◇設定した「行動」を実行に移す力

◇実行した結果から、再びギャップを認識し行動を見直す力

【 求める職員像の実現に向けて 】

問題解決能力は、『問題とは解決するために存在する』というところから出発して、自らの意志で問題解決のために必要な能力（スキル）を獲得していくことで身に付くものです。この問題解決に向けた意志は、ヤラサレ感では湧いてきません。自分の果たすべき役割、必要なことだという認識がなければ、また、やりたい仕事は『強い意志でやりとおす』、やりたくない仕事は『できなくても仕方がない』では、本当の問題解決能力は育ちません。やりたくない仕事でも、自分の意志でやりとおすことこそが、大きな成長に繋がります。クレームの対応や不手際のお詫びなど、誰もができればしたくないと思う仕事こそ、自分がやらなければという強い意志をもって臨める職員が必要です。

求める職員像を実現していくためのアプローチとして、人材育成基本方針では、職員自身の自律的な成長とワークライフバランス（※2）の実現に向けたシステムと環境の整備を目指します。職員が、一人の人間として自立し、仕事と生活の調和を図っていくことが、市組織の、そして木津川市の発展に繋がります。



【求める職員像実現へのアプローチ】

- ◇自律的に自らのキャリア開発(※3、4)に取り組む
- ◇ワークライフバランスの実現を目指す

(1) 自律的に自らのキャリア開発に取り組む

人材育成を進めていくためには、まず、職員自身に成長したいという意思がなければ、成長を期待することはできません。また、職員の能力とは、決して実際の職務遂行や研修だけで向上するものではなく、むしろ一人の人間としての成長こそが能力の向上につながります。自らの知識や能力の向上につながる機会は、職場外の日常生活の中にも数多く存在し、こうした機会を逃さずに、成長して行ける人材こそが求められています。



(2) ワークライフバランスの実現を目指す

公務員は、全体の奉仕者ですが、職員自身の健康や生活を大事にしなければ、充実した職務の遂行は困難になります。職員が、職員である前に一人の人間として、それぞれが生活する環境や抱えている状況（子育て、介護、疾病等）は様々です。こうした様々な状況を抱えた人の集まりが組織であり、組織が健全に活動し発展していくためには、組織を構成する職員が健全に活動し、発展していくことが必要不可欠です。職員一人ひとりの成長こそが組織の成長であり、木津川市発展の原動力になります。

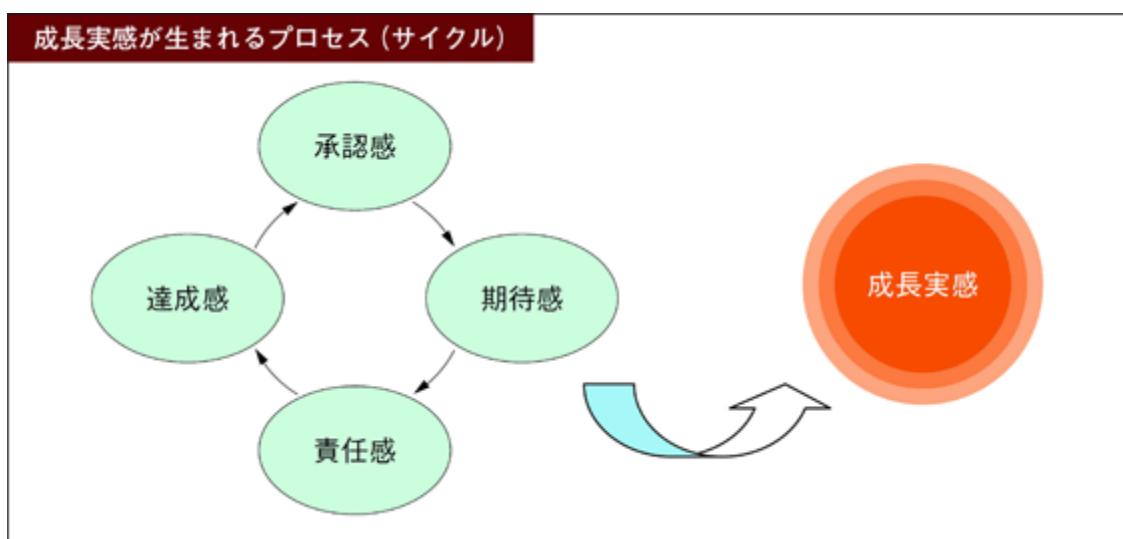
2 人材育成の進め方

(1) 人材育成推進のための基本施策（成長実感サイクル）

人材育成は、職員一人ひとりが自らのキャリア開発やワークライフバランスの実現に向けて、具体的なアクションを起こさなければ何も変わりません。

当然、職員一人ひとりの前向きな姿勢が前提ではありますが、組織としてもそのための環境づくりを行う必要があります。日々の厳しい業務に追われる中で、自身の目標を持って自己啓発に努めなさいとか、ワークライフバランスの実現を目指しなさいと、掛け声だけで実現することは困難です。

実際に、職員が前向きな姿勢で努力したときに、成長を実感できなければ、成長の努力やその維持は困難です。



- ・承認感…自分の存在が認められているという感覚
- ・期待感…自分はこの職場で期待されているという感覚
- ・責任感…自分がこの仕事をやりきるという前向きな姿勢
- ・達成感…何らかの成果が確認できたときに心に湧き上がる思い

日常の職場に、この「成長実感のサイクル」があれば、職員が前向きに職務に取り組み、その取り組みを維持していく環境ができます。

（2）人材育成推進の施策

職員が成長を実感できる環境、システムを整備していくため、以下のような施策を実施していきます。

①人事担当課の取り組み

- ・職員研修計画に基づく職員研修（Off-JT：Off the Job Training）（※5）
- ・人事評価制度の見直し実施
- ・その他の人事施策の検討

②各所属における取り組み

- ・OJT（On the Job Training）（※6）の活性化
- ・発信型専門研修

③職員提案制度の活用

④自主的勉強会活動への支援



階層別の各種研修等の実施（イメージ）

時期	職位	育成の手法（主体）	求める能力・意識
採用時 ～15年 程度	一般職	新規採用職員（人事担当課） OJT（所属） 専門研修（所属） ジョブローテーション（※7）、 階層別研修（人事）	業務遂行能力 コミュニケーション能力 課題発見能力 コスト意識 等
15～ 25年 程度	監督職	専門研修（所属） 階層別研修（人事） キャリア開発（人事）	折衝・交渉能力 課題解決能力 企画・立案能力 経営感覚 キャリア意識 等
25年～	管理職	管理職研修（人事） 評価者研修（人事）	政策形成能力 管理統率力 危機管理能力 経営者感覚 等



3 人材育成推進施策の概要

（1）人事担当課における取り組み

この人材育成基本方針に基づき、人事担当課では、以下の取り組みを進めていきます。人事担当課は、以下の職員研修や人事評価制度の見直しだけでなく、各所属におけるOJTの活性化や発信型専門研修の実施及び自主的勉強会活動の支援を行うこととします。

◇職員研修計画に基づく職員研修（Off-JT）の見直し

・キャリア開発及びワークライフバランスの実現に向けた研修

従来の階層別研修や公募型研修に加えて、自律的キャリア開発の取り組みやワークライフバランス実現のために、こうした考え方をより深く理解し、実践していく研修を実施していきます。

・OJT充実のための研修

OJTは、従来から各職場で実践されているところですが、近年では、業務内容の多様化や業務量の増加を理由に有効に機能しにくいとも言われています。各所属においてOJTを有効に実施できるよう、職場内のコミュニケーション機能の向上等について、管理監督職を対象とする研修を実施します。所属内のコミュニケーションの充実は、現に多くの職場で行われている朝礼、課内、係内でのミーティングにおける情報共有や意見交換なども、重要なOJTであると言えます。研修の実施だけではなく、各所属におけるOJTの取組事例の紹介を行うなど、全庁的なOJTの質的向上に取り組みます。

◇人事評価制度の見直し実施

試行的に実施してきた「人事考課制度」について、試行を通じて把握された課題等を整理し、「人事評価制度」として実施します。人事評価制度の目的は、試行実施を行ってきた人事考課と同様に、人材育成です。評価のための面談等を通じて、職員一人ひとりの成果や能力の達成を「承認」し、それぞれの職員への「期待」を伝えていく。これにより「責任感」を持って、目標の「達成」に努めることで、「達成」できたことの「承認」を受ける、という「成長実感のサイクル」を確立して、自律的な成長を促す環境をつくります。

成長実感サイクルの中では、満足できる結果が得られないときにこそ、何がそれを阻害する要因なのか、他に有効な手法はないかといった課題解決の検討を通じて、より成長することができます。

人事評価制度では、必ず達成すべき業績の目標だけでなく、チャレンジ目標を設定し、その達成度ではなく、達成のための行動や態度を評価して、職員の果敢なチャレンジを推奨していきます。

こうした人事評価を実施していくことで、どんな職員が求められているのか、組織目標と職員としての自らの役割は何かといったことを、全職員が常に意識して仕事に取り組む環境を整備していきます。

◇その他的人事施策の検討

・人事配置、昇任・昇格管理と能力開発

人事配置には、適材適所により個々の職員が最大限に能力を発揮できるよう配置すること、ジョブローテーションにより幅広い知識や経験を積ませることの2面性があります。若年層は、職員としての視野を広げ、個々の適性を把握するためにジョブローテーションを実施し、中堅以降の職員には、その適性や

能力に応じて、職員のキャリア開発という視点から人事配置を行い、管理職として政策形成の中核となる職員や、高度な専門性を要する業務を遂行する職員を育成していきます。人事評価記録の活用により、昇任・昇格を制度的に管理して、組織としての能力向上を図り、昇任・昇格に対する職員の公平感、信頼性を高めることは、意欲の向上にもつながると考えます。

- ・複線型人事管理の検討

職員の個性や能力を尊重していく上で、すべての職員が管理職となる適性を有するものではありません。特定の分野で、高度な専門性を有する業務を遂行するエキスパートとしてのスタッフ職の設置を検討していきます。

（2）各所属における取り組み

◇OJTの活性化

近年は、職場におけるメンタルヘルス不調者の増加やパワーハラスメントが問題となっていますが、コミュニケーションを充実させることこそが、職場内の風通しを良くし、こうした問題の発生を抑止することとなります。現に多くの職場で実施されている朝礼や、課内、係内でのミーティング等による情報共有や意見交換なども、重要なOJTであると言えます。

世代間のコミュニケーションに関する認識も異なり、『こんなに重要な報告を口頭でなくメールで送信しておくとは何事か』と感じる世代と『重要な報告だからこそ至急メールで送信したのにチェックしないなんて』と考える世代が、現に今、同じ職場で働いています。こうした認識の違いは、何れかが正しく、何れかが誤りとすることではありません。日常のコミュニケーションこそが、いかに重要であるか、いかにすれ違いや勘違いの発生する可能性が高いかを忘

れず、各職場におけるコミュニケーションのルールや方法を、共通認識としていくことが重要です。こうした土台があってこそ、OJTによる知識や技術の継承が機能することとなり、OJTにおいて指導する側の研鑽にもなり得るもので、こうした観点から、所属長を中心としたOJTに関する研修の実施を行い、その成果を各職場において実践していただきます。

◇発信型専門研修の実施

各所属業務の専門研修は、当該所属職員以外が参加する機会はありませんが、専門的な知識であっても、市職員として習得すべき知識や、他部署職員を動員する業務、全庁的な業務では、担当所属による職員研修が行われています。

例えば、市職員として常に意識しておくべき人権研修や、新たな入札制度の導入に当って開催される説明会、選挙事務従事者への説明会のような実務担当者向けの発信型研修があります。

今後は、例示したような既存の研修だけでなく、外部研修で習得した知識・情報の発表等や、新規採用時や採用後5年といった若年層の職員を対象とした教養研修などを実施していきます。

各所属の職員が講師や発表者となって、知識や情報を提供していくことで、受け手となる職員だけでなく、発信者自身及び発信する所属の能力開発も期待することができます。決して、研修担当課が各所属にノルマを課すということではなく、各所属が主体となって情報発信を行うものです。

多忙な業務の中では、その都度に集合研修を行うことは不可能ですが、府内ランを用いた通信教育やOJTとの連携など、研修の手法についてもそれぞれの持ち味を活かして工夫するなどの取り組みを行います。

（3）職員提案制度

職員提案制度は、職員の市政に関する提案を推奨し、職員の意欲及び創造力の向上、事務の効率化や市民サービス向上を目的として、平成23年度から実施されています。現在の職員提案制度では、採択された提案の実施に向け、提案者が希望する場合は、人事異動により当該事務事業を分掌する所属へ配属して、実際の事業推進に従事できるよう配慮することとされています。

自律的に自らのキャリア開発に取り組むという面からも、提案を採択され、実際の事業推進に取り組むことにより、職員自らが達成感や成長感を得ることにつながります。

（4）職員有志による勉強会への活動助成

職員が、自主的に勉強会を開催する場合、その自主性を損なわないように、活動を継続できるように支援を行います。支援の方法は、研修会場や資機材の使用といった必要最小限の支援とします。あくまでも「自主的な活動」に対する支援として、その活動に制約を設けないよう実施します。



4. 人材育成に関する成果の検証

人材育成に関する成果の検証を行うため、事務事業評価と人事評価の2つを指標として用いることとします。この人材育成基本方針は、以下による成果の検証を行い、その結果をもとに必要な見直しを行います。見直しを行う時期については、年次を定めることなく、各年における成果の検証により必要と判断されれば、速やかに行うこととします。

(1) 事務事業評価による育成成果の検証

事務事業評価は、事務・事業全般にわたって、その効果、効率性を評価する仕組みです。税金（＝予算）を使って、どんな事業を実施し、どのような効果があったかを明確化し、評価を行い、必要なものについては改善を加えていく仕組みです。毎年継続的に実施して、職員の仕事の自己点検と、公表することで市民の皆さんへの説明責任を果たしています。担当課として統一した考え方（評価）のもとで、各職員が担当する事務事業一つひとつについて事務事業評価調査票を作成します。事務事業評価の大きな特徴として、事業の目的達成度を“成果指標”によって数値的に、客観的に把握するところにあります。

この事務事業評価は、当該事務事業の「成果」を検証するものであり、職員一人ひとりの「成果」を評価するものではありませんが、逆に職員一人ひとりのレベルアップの結果が集積されて事務事業の評価となることから、人材育成の効果測定におけるマクロ的な指標として活用することができます。事務事業評価と、人事評価における成果の評価を検証して、市職員への育成効果を検証していきます。

(2) 人事評価による育成成果の検証

人事評価制度は、人材育成基本方針により実施した施策が、どのように成果を上げているかを検証する直接的な指標になります。

平成22年度から試行された人事考課も、「人材育成支援制度」として実施をしてきたところであり、この方針による職員像の実現に向けて、人事評価制度を活用していきます。

木津川市における人事評価制度は、人材育成支援を主眼におくものであり、自律的なキャリア開発のためのシステムでもあります。職員個人の成果指標についても、必ず達成すべき目標だけでなく、自らの意思で設定するチャレンジ目標を設定して、その取り組みを評価していきます。成果の捉え方は、前者は達成度を評価し、後者は意欲や能力開発の視点から評価を行います。人事考課と同様に、評価者である所属長と職員との面談を通じて、その成果を「承認」し、「期待」を明確にしていきます。業務の遂行状況を検証して、「達成」された職員の成果や、そのプロセスで発揮された能力を評価して、以後の能力開発に活かすことが重要です。地方公務員法第40条に規定される勤務成績の評定と、その結果に応じた措置とは、決して昇給や昇任だけではなく、人材育成のための現状把握、課題認識及び問題解決に向けた取り組みを進めていくことも必要であると考えます。



用語集（本方針における各用語の意味は、概ね以下のとおりです。）

※1 「PDCAサイクル」

PDCAサイクル（ピーディーサイクル、PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）は、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。

Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う。

Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。

Act（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ、spiral up）させて、継続的に業務改善していく。

※2 「ワークライフバランス」

仕事と生活の調和と訳されます。略して「W.L.B (Work Life Balance)」と表記されることもあります。仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると言えます。それを解決する取組が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。仕事と生活の調和の実現は、国民の皆さん一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

※3 「キャリア」

経歴、職歴。一生にわたる一連の職業上の活動や行為。

※4 「自律的キャリア開発」

社員が主体的に自分のキャリアの将来を考え、みずからその能力向上の手法を選んで行うという考え方。

※5 「Off-JT (Off the Job Training)」

オフ・ザ・ジョブ・トレーニング（オフ ジェイ ティー）と読みます。「職場外研修」と呼ばれ、職場外での研修による業務遂行上の能力訓練のことを指します。

※6 「OJT (On the Job Training)」

オン・ザ・ジョブ・トレーニング（略してオーナー ジュイ ティー）と読みます。

「職場内訓練」のことで、従業員が業務を行う上で必要となる技術や能力を、担当する業務についていたまま教育を受けることを指します。

※7 「ジョブローテーション」

社員の能力開発のために、単一の業務ではなく、多くの業務を経験させるよう定期的に職務の異動を行うこと。人材育成の手法であるOJT(on the job training)の一環。ジョブローテーションには、同一の部門内で他の業務機能に従事する場合と、他部門で業務に従事する場合があります。

■定員適正化計画に基づく職員数及び人件費の推移(R1. 8月計画策定期点)

①職員数の推移(見込み)

◎総職員数の推移

項目	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
一般職	493	487	482	469	460	454	440	439	443	438	437	443
再任用フル	6	4	8	11	10	6	10	11	7	12	13	7
定員管理計	499	491	490	480	470	460	450	450	450	450	450	450
再任用短時間	16	9	6	18	24	19	27	28	22	31	35	24
職員数計	515	500	496	498	494	479	477	478	472	481	485	474

◎人口千人当たりの普通会計職員数の推移

項目	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
市人口	75,161	76,300	77,188	77,530	77,871	78,213	78,554	78,774	78,994	79,215	79,435	79,655
市職員数(普通会計)	430	424	423	417	408	400	390	390	390	390	390	390
人口千人比職員数	5.72	5.56	5.48	5.38	5.24	5.11	4.96	4.95	4.94	4.92	4.91	4.90

②総人件費の推移(見込み)

◎嘱託職員推移まとめ

区分	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
嘱託職員(会計年度任用職員)報酬	318,032	314,842	314,842										
(うち児童福祉施設費)	70,169	68,623	68,623										
会計年度任用職員 基本給				370,271	385,241	381,024	383,546	361,910	365,455	368,671	370,806	373,292	
会計年度任用職員 期末手当					44,334	68,766	68,191	68,709	65,210	65,732	66,240	66,674	67,186
合計	318,032	314,842	314,842	414,605	454,007	449,215	452,255	427,120	431,187	434,911	437,480	440,478	

A

◎臨時職員推移まとめ

区分	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
物件費(賃金)推計	341,706	347,390	341,539										
扶助費(賃金)推計	239,976	247,286	247,286										
会計年度任用職員 基本給				773,663	812,278	795,995	802,782	713,332	719,052	725,823	731,690	739,504	
会計年度任用職員 期末手当					91,235	141,314	138,763	140,029	125,317	126,401	127,451	128,532	129,632
合計	581,682	594,676	588,825	864,898	953,592	934,758	942,811	838,649	845,453	853,274	860,222	869,136	
嘱託職員・臨時職員 合計	899,714	909,518	903,667	1,279,503	1,407,599	1,383,973	1,395,066	1,265,769	1,276,640	1,288,185	1,297,702	1,309,614	
前年度比		9,804	▲ 5,851	375,836	128,096	▲ 23,626	11,093	▲ 129,297	10,871	11,545	9,517	11,912	

B

A+B

◎正職等推移まとめ(普通会計)

区分	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
市町村長等特別職給与	39,552	35,747	35,747	35,747	39,552	39,552	39,552	39,552	39,552	39,552	39,552	39,552
職員給	2,669,916	2,613,360	2,549,261	2,516,002	2,498,762	2,452,164	2,446,509	2,361,945	2,333,543	2,354,990	2,273,329	2,234,935
地方公務員共済組合等負担金等	984,832	966,805	948,325	935,953	929,539	912,205	910,101	878,644	868,078	876,056	845,678	831,396
計	3,694,300	3,615,912	3,533,333	3,487,702	3,467,853	3,403,921	3,396,162	3,280,141	3,241,173	3,270,598	3,158,559	3,105,883
前年度比		▲ 78,388	▲ 82,579	▲ 45,631	▲ 19,848	▲ 63,932	▲ 7,759	▲ 116,022	▲ 38,968	29,425	▲ 112,039	▲ 52,677

C

区分	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
正職・再任用・嘱託・臨時 合計	4,594,014	4,525,430	4,437,000	4,767,205	4,875,452	4,787,894	4,791,228	4,545,910	4,517,813	4,558,783	4,456,261	4,415,497
前年度比		▲ 68,584	▲ 88,430	330,205	108,248	▲ 87,558	3,334	▲ 245,319	▲ 28,097	40,970	▲ 102,522	▲ 40,765
前年度比(累計)		▲ 68,584	▲ 157,014	173,191	281,438	193,880	197,214	▲ 48,104	▲ 76,201	▲ 35,231	▲ 137,753	▲ 178,517
H29との比較(当年度-29年度)		▲ 68,584	▲ 157,014	173,191	281,438	193,880	197,214	▲ 48,104	▲ 76,201	▲ 35,231	▲ 137,753	▲ 178,517
H29との比較(累計)		▲ 68,584	▲ 225,598	▲ 52,407	229,031	422,911	620,126	572,021	495,820	460,589	322,837	144,320

A+B+C

《人件費積算の前提条件》

- ◆一般職職員給は、平成31年度以降、前年度の職員給から前年度末退職者分を控除したうえで、自然増加率1.4%（過去3か年）を乗じた数値に、新規採用者分を加算。
- ◆再任用職員給は、前年度の職員給から前年度末退職者分を控除したうえで、新規採用者分を加算。
- ◆退職者は、平成30年4月1日現在の会計部門で退職すると想定。
- ◆定年以外の退職者数は、全会計で早期退職4人・自己都合退職8人と想定。
- ◆定年退職後の再任用者数は、定年退職者の約8割5分が希望すると想定。
- ◆再任用のフル・短時間の割合は、1年目フル3割・短時間7割、2年目以降フル2割・短時間8割と想定。
- ◆共済組合負担金割合は、平成30年度以降固定とする（0.372）。
- ◆平成30年度～32年度の給与特例減額後、平成33年度以降は回復（特別職10%、一般職2%）。
- ◆嘱託職員は、平成30年度で推移し、保育所民営化に伴う減員（平成32年度：△1人、平成33年度：△2人、平成36年度：△7人）を見込む。
- ◆会計年度任用職員の期末手当は、常勤職員との権衡等を踏まえ、一般職と同様（6月期：1.225月、12月期：1.375月）と想定。
- ◆上記の期末手当は、1年目6月期のみ300/100とする。
- ◆会計年度任用職員の基本給は、調整額として、地域手当相当分（6%）及びアルバイト時給からパート時給へのアップ分（10%）を加算。

令和2年度外部評価 論点整理

項目名：No.88 入札・契約制度の適正運用

(所管部局：建設部 指導検査課)

論 点	①入札契約制度に求められる見直しの視点について ②入札・契約制度に係る不正行為等の防止について
-----	--

(⇒：担当課見解)

論点整理	<p>① 入札契約制度に求められる見直しの視点について</p> <ul style="list-style-type: none">競争原理が適切に機能し、「技術と経営に優れた企業」が公平に選別される取組み・仕組みとなっているか。 <p>⇒本市においては、「市総合点」の付与を行っております。</p> <p>市総合点は経営事項審査数値の客観点と工事成績や社会貢献活動等により加算する主観点の合計（参考資料①）で、基本的には、この点数に基づき実質的なランク分けを行い、条件付き一般競争入札として市内業者向けの入札発注を行っております。（参考資料②）</p> <p>また、それを超える案件については、案件ごとに、施工能力に応じた客観点（経営事項審査数値）を参加要件の一つとして定めて、一般競争入札を実施しており、技術力に優れた企業が相応の入札に参加できる仕組みとしております。</p> <p>また、これまでの入札結果では、受注意欲が高く競争性が確保された応札状況にあると考えております。</p> <p>・価格競争から企業の総合的な能力による競争への転換は、図られているか。</p> <p>⇒本市の現在の入札発注については、ほとんど価格競争となっておりますが、おおむね1億5千万円以上の土木工事で、工事規模、技術特性等を考慮し、業者提案等の余地のある入札案件については、総合評価一般競争入札を行うこともございます。（平成20年に同試行要綱制定）</p> <p>現在までに、「木津川市クリーンセンター施設整備事業者選定（平成26年度）」など、4件の総合入札を実施しています。</p> <p>・地域経済や雇用を支えている地元中小企業の受注機会の確保は。</p> <p>⇒別紙の発注標準を定め、特殊な工事を除き、市内業者でできる工事は、できるだけ市内業者へ発注しております。</p> <p>・働き方改革への取組み加速化（担い手三法等）への対応は。</p> <p>*建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一体的改正</p>
------	--

	<p>⇒ 京都府に準じた最新の積算基準を適用するなど、可能な限り適切な予定価格の設定に努めてきております。</p> <p>歩切りについては、従来から本市では行っておらず、最低制限価格についても隨時、適切な運用に努め、不当なダンピング受注を防止する等の対策を講じております。</p> <p>さらに発注や施工時期の平準化についても、鋭意努力しているところであります、今後も引き続き、担い手3法や指針に沿った対策を講じることにより、さらに適正な入札の執行、工事の施工に向けて取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法制度改正や社会情勢の変化等に対応した入札事務の運用をしているか。 (官製ワーキングプア対策、労務監査の実施、公契約条例制定など) <p>⇒ 労務単価の引き上げ及び積算歩掛の改正については、本市においても国や府に準じて、その都度、速やかに対応を行ってきており、最低制限価格についても毎年見直しを図り、徐々に引き上げてきており、引き続き対応してまいります。</p> <p>要請にあります公契約条例については、現在のところ、制定する考えはございませんが、各種法令順守の徹底を図ることにより、適正な入札・契約業務の執行に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>また、京都府の公契約大綱を参考とし、市内業者の育成と経営の安定を最優先にして地元の活性化が図られるよう、今後も入札制度の改善に取組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者が広く参加でき、公平性・競争性を保つシステムとして、業者登録や電子入札があるが、容易に参加できる仕組みであることが必要。木津川市における参加を促すための工夫は。(周知、手続方法、専用機器の必要性など) <p>⇒ 工事及び業務委託の電子入札システムについては、京都府のシステムを使用しており、京都府と同様の手続きで入札に参加できます。また、物品・役務の入札につきましては、極力業者との接触を避けるため、郵便入札にて行っております。</p> <p>入札参加資格審査申請（指名願い）につきましては、2年ごとに申請をしていただき、審査を行っております。（中間年には、追加審査を実施。）また、市内業者の救済措置として、申請のできなかつた方のために、年度途中の8月において、追加受付けを行っております。</p> <p>② 入札・契約制度に係る不正行為等の防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> 不良、不適格業者を的確に排除するための仕組みづくりは。 <p>⇒ 工事成績評定を行い、不良・不適格業者については、評定に反映し、是正等が見られない場合などには、指名停止等の対応となります。</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員と入札・契約業者が利害関係のないことを確認する方法は。 ⇒入札案件に付す内容について、特定の者に有利な内容となっていないか、広く入札参加者を募る内容となっているかなど、基本に立ちかえり、相互にチェックしあうことが大切であると考え、事あるたびに、入札契約業務に係る職員行動指針などの周知を行っています。 ・不正行為等の内部通報制度はどのようなものか。 ⇒「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」に基づき、外部からの通報は総務部総務課が、内部からの通報は人事秘書課において適切に対応することとなっています。 ・入札審査会・入札監視委員会等の組織内容は。また、実施状況はどうか。 ⇒本市では、現在のところ、入札監視委員会等はありませんが、入札調査会を組織しています。 入札調査会は、談合が疑われる情報が市に寄せられた場合などに、市としての原則的な対処方法を定めたもので、次に掲げる事項を審議し、必要な措置を行うものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・談合情報の信ぴょう性に関する事項 ・事情聴取の実施に関する事項 ・入札実施の可否等に関する事項 ・公正取引委員会等への通報に関する事項 ・前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項 ・不正を疑われる際の事後調査制度はあるか。 ⇒談合情報等があれば、上記の入札調査会において、審議されることになります。 ・他自治体における業者指名停止情報等の入手方法は。また、タイムリーな情報の反映や体制となっているか。 ⇒京都府より、指名停止情報等の連絡がありますので、すぐにその内容を確認し、木津川市の指名有資格業者である場合は京都府同様に指名停止を行います。なお、指名停止情報等については、ホームページへの公開や庁内掲示板への掲載を行い、市民・職員へ周知しています。
--	--

追加資料	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣団体（京田辺市、城陽市、八幡市、精華町）の建設工事発注一覧（木津川市作成と同等内容の資料）【資料①】 ・随意契約ガイドライン（令和元年10月改定）【資料②】 ・木津川市の発注業務に係る職員行動指針【資料③】 ・調査票「入札契約制度の適正化に向けた取組状況について」※ (※行財政改革推進委員会委員が作成した調査票への回答)【資料④】
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度工事種別の総合点算出基準【参考資料①】 ・発注標準（令和2年4月1日）【参考資料②】 ・定期監査結果について（平成29年度～令和元年度 一部抜粋）【参考資料③】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格、最低制限価格の公表時期の確認（工種別） ⇒予定価格は事前公表、最低制限価格は事後公表としています。 ・入札、契約制度及び入札、契約結果に関する監査委員監査実施結果の確認 ⇒参考資料③のとおり。

京田辺市 令和元年度 建設工事 発注一覧

	工事番号	工事名	工事価格	入札書記載金額	入札率	最低制限金額	最低率	落札業者名	開札日	参加希望	失格	辞退	無効	不着	区分
1	31-1 k	市営住宅大住団地外部長寿命化改修等工事	151,000,000	137,672,000	91.17	135,900,000	90.00	株野原工務店	5月22日	4	1				一般
2	1-4 k	田辺公園拡張整備にかかる建物等撤去工事	28,770,000	27,300,000	94.89	25,974,000	90.28	大新建設	5月30日	8					一般
3	1-5 k	草内小学校屋上改修工事	6,900,000	6,530,000	94.64	6,150,000	89.13	林建設	5月30日	7					一般
4	1-6 k	市内道路維持除草（その1）作業	6,348,000	6,030,000	94.99	5,504,000	86.70	（有）マイハウジング	5月30日	5					一般
5	1-7 k	市内道路維持除草（その2）作業	5,396,000	5,125,000	94.98	4,679,000	86.71	（有）原田建設興業	5月30日	5		1			一般
6	1-8 k	市内道路維持除草（その3）作業	4,623,000	4,391,000	94.98	4,001,000	86.55	北川建材	5月30日	5		2			一般
7	1-11 k	五反田4号線道路整備工事	12,815,000	11,263,000	87.89	11,263,000	87.89	奥村建設（株）	6月28日	4					一般
8	1-12 k	市内河川維持除草作業	3,788,000	3,670,000	96.88	3,336,000	88.07	（株）井辻建設	6月28日	4					一般
9	1-10 k	山手東上西野線道路整備工事	48,688,000	43,246,000	88.82	43,246,000	88.82	上島建設（株）	7月2日	10	1				一般
10	1-13 k	新田辺駅前線歩道改良工事	8,176,000	7,109,000	86.95	7,108,000	86.94	古川商事（株）	7月5日	7	2				一般
11	1-15 k	打田高船線排水路整備工事	3,009,000	2,850,000	94.72	2,622,000	87.14	森製作所	7月31日	5					一般
12	1-19 k	打田地区防火水槽設置工事	14,866,000	14,100,000	94.85	13,041,000	87.72	林建設	8月30日	4					一般
13	1-20 k	南鉢立3号線道路改良工事	8,783,000	8,260,000	94.05	7,684,000	87.49	（有）新光技建	8月30日	3	1				一般
14	1-16 k	町田宮ノ前線道路改良工事	68,290,000	60,629,000	88.78	60,629,000	88.78	（有）東建設	9月3日	11	1				一般
15	1-17 k	防賀川公園フットサルコート人工芝改修工事	34,201,000	30,283,000	88.54	30,283,000	88.54	（株）野原工務店	9月3日	12	2				一般
16	1-18 k	農地耕作条件改善事業東地区農地乾田化工事	31,320,000	27,799,000	88.76	27,722,000	88.51	大新建設	9月5日	8	1				一般
17	1-21 k	三野松井線道路改良工事	6,610,000	5,737,000	86.79	5,737,000	86.79	（株）東建設	9月9日	5	1				一般
18	1-28 k	市内通学路カラー塗装等工事	2,160,000	1,862,000	86.20	1,862,000	86.20	サンワセイフティロード（株）	9月30日	10	2				指名
19	1-24 k	鳥羽田浅池線道路改良工事	26,910,000	23,804,000	88.46	23,759,000	88.29	（株）エスケーエンジニアリング	10月4日	8	1	1			一般
20	—	草内美泥排水路整備工事	49,606,000	43,883,000	88.46	43,883,000	88.46	（株）東建設	10月11日	12	3	3	1		一般
21	1-26 k	水辺の散策路案内看板等設置工事	6,058,000	5,749,000	94.90	5,277,000	87.11	大西組	10月31日	6					一般
22	1-27 k	市内道路維持除草（その4）作業	4,096,000	3,890,000	94.97	3,541,000	86.45	（有）岡嶋建設	10月31日	6					一般
23	1-28 k	松井地区内排水路整備工事	3,686,000	3,480,000	94.41	3,209,000	87.06	（株）西川造園	10月31日	6					一般
24	1-29 k	松井ヶ丘小学校屋上改修工事	24,940,000	23,648,000	94.82	22,443,000	89.99	（株）ウエダ	10月31日	6					一般
25	1-29 k	京田辺市虚空蔵谷バス停（東行き）上屋更新等工事	3,840,000	3,640,000	94.79	3,345,000	87.11	（有）戸川工産	10月31日	4					一般
26	1-31 k	市単独土地改良事業市内農道舗装工事	1,850,000	1,614,000	87.24	1,614,000	87.24	（有）新光技建	10月31日	15	2	7	1	指名	
27	1-32 k	薪甘南備山市造林地間伐工事	511,000	445,000	87.08	444,000	86.89	（有）野原工務店	10月31日	5					指名
28	1-33 k	三山木地区道路舗装工事	11,074,000	9,674,000	87.36	9,674,000	87.36	（株）エスケーエンジニアリング	11月8日	7	2				一般
29	1-34 k	田辺駅前幹線1号線他歩道改良工事	4,660,000	4,042,000	86.74	4,042,000	86.74	（株）エスケーエンジニアリング	11月28日	15	7	4	4	指名	

30	1-35 k	市内道路根上り補修工事	4,251,000	3,662,000	86.14	3,662,000	86.14	株西川造園	11月28日	6					指名
31	1-36 k	新田辺駅前広場根上り補修工事	3,903,000	3,370,000	86.34	3,370,000	86.34	株林造園土木	11月28日	6			1		指名
32	1-37 k	水辺の散策路路面標示設置及び撤去工事	2,249,000	1,937,000	86.13	1,937,000	86.13	株サンワセイフティロード	11月28日	10		2			指名
33	1-38 k	市営住宅ことぶき団地解体工事	6,360,000	5,723,000	89.98	5,715,000	89.86	株ウエダ	12月6日	4	1	2			一般
34	1-39 k	わくわく公園複合遊具更新工事	6,189,000	5,860,000	94.68	5,410,000	87.41	株高石造園土木	12月6日	4					一般
35	1-40 k	園児等交通安全緊急対策事業市内道路路面標示設置工事	6,827,000	5,896,000	86.36	5,896,000	86.36	サンワセイフティロード 株	12月6日	8					一般
36	1-41 k	市道興戸二又線道路排水路整備工事	3,228,000	3,060,000	94.80	2,812,000	87.11	有)マイハウジング	12月25日	4					一般
37	1-42 k	市内道路区画線設置工事	1,338,000	1,152,000	86.10	1,152,000	86.10	ライナーワークス(株)	12月25日	10			3		指名
38	1-44 k	市道山手幹線舗装修繕(その1)工事	16,911,000	14,821,000	87.64	14,821,000	87.64	古川商事(株)	1月9日	9					一般
39	1-45 k	市道山手幹線舗装修繕(その2)工事	13,456,000	11,761,000	87.40	11,761,000	87.40	株企連	1月9日	9	1	1			一般
40	1-46 k	市道薪新田辺線アンダーパス警報表示板修繕工事	11,405,000	10,075,000	88.34	10,075,000	88.34	株伊藤電気	1月9日	2					一般
41	1-47 k	市内道路路面標示設置工事	3,935,000	3,389,000	86.12	3,389,000	86.12	京阪マーティング(株)	1月9日	10			1		指名
42	1-48 k	市道河原東線道路排水路修繕工事	6,631,000	6,295,000	94.93	5,773,000	87.06	有)原田建設興業	1月29日	4					一般
43	1-49 k	道路反射鏡新規設置工事	1,853,000	1,596,000	86.13	1,596,000	86.13	ライナーワークス(株)	2月6日	9					一般
44	1-50 k	東沢公園拡張整備粗造成工事	17,623,000	16,700,000	94.76	15,550,000	88.24	株企連	2月28日	6					一般
45	1-51 k	犬伏西垣内線道路改良工事	1,910,000	1,871,000	97.96	1,664,000	87.12	株西川造園	2月28日	4		2			一般
46		薪堀切谷地内(株信和住宅)配水管布設工事及び給水管分岐工事	5,820,000	5,145,000	88.40	5,145,000	88.40	株ツジモト	5月20日	9	3	1			指名
47		宮ノ口受水場No.2送水ポンプ分解整備工事	2,630,000	2,490,000	94.68	2,339,000	88.94	クボタ機工(株)大阪支店	6月10日	10		4		1	指名
48		公共下水道松井ヶ丘地区管路施設長寿命化工事跡舗装本復旧工事	2,729,000	2,370,000	86.84	2,370,000	86.84	株丸秀	6月28日	15		4		3	指名
49		同志社配水池他2施設水位計(4台)更新工事	3,890,000	3,314,000	85.19	3,309,000	85.06	田渕電機産業(株)	6月28日	5		1			指名
50		薪天神堂地内(ラバーム建設(株))配水管布設工事及び給水管分岐工事	3,360,000	2,966,000	88.27	2,966,000	88.27	株東建設	6月28日	11		2		1	指名
51		草内中垣内地内(小林商事(株))配水管布設工事及び給水管分岐工事	5,860,000	5,176,000	88.33	5,176,000	88.33	株田辺ガス	7月12日	8	1				一般
52		浜新田水源地導水ポンプ1号改良工事	2,990,000	2,691,000	90.00	2,553,000	85.38	吉田機電(株)	7月31日	9		3			指名
53		大住浄水場-大住第2取水場間テレメータ装置更新工事	2,550,000	2,193,000	86.00	2,187,000	85.76	田渕電機産業(株)	7月31日	6	3				指競
54		松井ヶ丘地区配水管改良工事(第13工区)	35,450,000	31,706,000	89.44	31,706,000	89.44	株田辺ガス	8月2日	9	1				一般
55		松井ヶ丘地区配水管改良工事跡その他1舗装本復旧工事(その2)	17,419,000	15,275,000	87.69	15,275,000	87.69	株ツジモト	8月8日	9					一般
56		松井ヶ丘地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事(その1)	11,844,000	10,343,000	87.33	10,343,000	87.33	株東建設	8月8日	9		1			一般
57		興戸犬伏地内(カントリーハウス(株))配水管布設工事及び給水管分岐工事	5,110,000	4,516,000	88.38	4,516,000	88.38	谷村電気商会	8月9日	8		1			一般
58		田辺西浜地内配水管改良工事	7,860,000	6,962,000	88.58	6,962,000	88.58	吉本水道工業(株)	8月30日	7		2			一般
59		薪浄水場紫外線処理設備点検整備工事	11,410,000	10,800,000	94.65	10,211,000	89.49	桐田機工(株)	8月30日	4		2			指競
60		薪第1取水電磁流量計検出器取替工事	2,860,000	2,436,000	85.17	2,430,000	84.97	株洛南エンジニアリング	8月30日	6		2			指競
61		市道鳥羽田浅池線送水管布設工事	51,260,000	46,062,000	89.86	46,062,000	89.86	吉田工業(株)	9月3日	9					一般

62	飯岡地区自家発電機設置工事	15,640,000	13,994,000	89.48	13,991,000	89.46	株洛南エンジニアリング	9月9日	4	2				一般
63	松井ヶ丘地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事（その3）	18,293,000	16,049,000	87.73	16,049,000	87.73	古川商事(株)	9月9日	8		1			一般
64	天王地区送水管改良工事跡舗装本復旧工事	12,804,000	11,179,000	87.31	11,179,000	87.31	(有)新光技建	9月9日	8		1	1		一般
65	薪净水場受変電設備更新工事	159,480,000	143,553,000	90.01	143,553,000	90.01	横河ソリューションサービス㈱ 関西支社	9月9日	5					一般
66	草内五反田地内（小林商事(株)）配水管布設工事及び給水管分岐工事	1,830,000	1,605,000	87.70	1,605,000	87.70	吉本水道工業(株)	10月31日	11	1	5		2	指名
67	薪净水場天日乾燥床砂層入替工事	8,510,000	7,900,000	92.83	7,562,000	88.86	西戸崎興産(株) 関西営業所	11月8日	3					一般
68	普賢寺地区（上区橋）水管橋改修工事跡他1舗装本復旧工事	2,261,000	1,965,000	86.91	1,965,000	86.91	(株)企連	11月29日	15	2	9		2	指名
69	薪畠地内配水管布設工事及び給水管分岐工事	3,120,000	2,734,000	87.63	2,734,000	87.63	(株)田辺ガス	11月29日	11		5		1	指名
70	公共下水道松井ヶ丘地区管路施設長寿命化（その1）工事	42,669,000	37,889,000	88.80	37,888,000	88.80	吉田工業(株)	12月3日	9	3	1			一般
71	公共下水道松井ヶ丘地区管路施設長寿命化（その2）工事	42,371,000	37,546,000	88.61	37,513,000	88.53	大新建設	12月3日	9	3	2		1	一般
72	松井ヶ丘地区配水管改良工事（第14工区）	47,000,000	41,899,000	89.15	41,899,000	89.15	(株)東建設	12月27日	6					一般
73	松井ヶ丘地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事（その4）	5,013,000	4,348,000	86.73	4,348,000	86.73	(株)ウエダ	1月9日	7		2			一般
74	草内八田地内（株ホームズ）配水管布設工事及び給水管分岐工事	2,620,000	2,297,000	87.67	2,297,000	87.67	(株)西堀水道商会	1月31日	11		3		2	指名
75	田辺西浜地内配水管改良工事跡舗装本復旧工事	4,418,000	3,842,000	86.96	3,842,000	86.96	(有)新光技建	2月28日	15		2		1	指名
76	大住净水場急速ろ過機ろ材入替工事	2,770,000	2,630,000	94.95	2,532,000	91.41	株水処理管理センター	2月28日	13		7			指名

城陽市 令和元年度 建設工事 発注一覧

	工事名	工事価格	入札書記載金額	入札率	最低制限金額	最低率	落札業者名	開札日	参加希望	失格	辞退	無効	不着	区分
1	市道230号線道路改良工事	3,128,000	2,634,000	84.21	2,634,000	84.21	株式会社建設工業	5月23日	8		1			指名
2	富野小学校グラウンド整備工事	36,912,000	31,448,000	85.20	31,448,000	85.20	(有)山城土木	5月23日	23		4		1	指名
3	東城陽中学校南校舎トイレ改修工事	113,000,000	109,870,000	97.23	100,525,000	88.96	創園建設(株)	5月27日	7		4			指名
4	久世小学校渡り廊下トイレ改修工事	85,090,000	84,300,000	99.07	75,313,000	88.51	株式会社堀井建設	5月28日	7		5			指名
5	道路等除草工事	12,422,000	10,344,000	83.27	10,344,000	83.27	株式会社城南工建	5月29日	12		3	1		指名
6	耐震性貯水槽(防火水槽兼用)設置工事	6,413,000	5,367,000	83.69	5,367,000	83.69	株式会社原田組	6月7日	11		3	1		指名
7	西城陽中学校中校舎屋上防水改修工事	26,660,000	23,451,000	87.96	23,451,000	87.96	株式会社城南綜建	6月12日	4					指名
8	庁舎耐震補強等整備事業<5期工事>	285,200,000	285,000,000	99.93	253,160,000	88.77	株式会社堀井建設	6月13日	1					一般
9	市道103号線外7道路維持工事	4,120,000	3,404,000	82.62	3,404,000	82.62	(有)井原建設	6月24日	11			1		指名
10	第二高田排水路舗装復旧工事	2,767,000	2,316,000	83.70	2,316,000	83.70	株式会社京南建設	7月4日	6		2			指名
11	市道10号線道路改良工事	9,576,000	8,107,000	84.66	8,107,000	84.66	株式会社西共建設	7月17日	12		3	3		一般
12	市道1141号線外側溝改良工事	7,394,000	6,216,000	84.07	6,216,000	84.07	(有)井原建設	7月17日	11			1		一般
13	市道2096号線外側溝改良工事	4,928,000	4,137,000	83.95	4,137,000	83.95	株式会社福野商店	7月18日	10		2	1		指名
14	旧消防訓練塔解体工事	7,380,000	6,384,000	86.50	6,384,000	86.50	株式会社城南綜建	7月23日	5					指名
15	今池川排水区B工区その1工事	63,811,000	54,720,000	85.75	54,720,000	85.75	株式会社原田組	8月6日	8		2			指名
16	防災行政無線(同報系)設備整備工事	327,018,000	294,316,000	90.00	294,316,000	90.00	株式会社協和テクノロジーズ	8月9日	8		5			指名
17	市民が主役のみちづくり事業その1工事	9,907,000	8,345,000	84.23	8,345,000	84.23	株式会社福井建設	8月9日	8		1			指名
18	市道234号線道路改良工事	9,199,000	7,743,000	84.17	7,743,000	84.17	(有)フェニックスジャパン	8月9日	9	2	1			指名
19	北城陽中学校ブロック塀改修工事	20,430,000	17,731,000	86.79	17,731,000	86.79	株式会社栄建設	8月21日	8		2	1		指名
20	南城陽中学校ブロック塀改修工事	14,250,000	12,279,000	86.17	12,279,000	86.17	株式会社城南綜建	8月22日	7		3			指名
21	市民が主役のみちづくり事業その2工事	8,481,000	7,135,000	84.13	7,135,000	84.13	株式会社久保健築	9月10日	7	1	3			指名
22	保健センター受水槽改修工事	18,430,000	18,000,000	97.67	16,157,000	87.67	株式会社城南綜建	9月13日	11		7			指名
23	市道2295号線外側溝改良工事	12,742,000	10,761,000	84.45	10,758,000	84.43	株式会社原田組	9月20日	12	5	1			指名
24	市道1001号線外道路改良工事	7,161,000	6,024,000	84.12	6,016,000	84.01	株式会社田畠建設	9月20日	11		4			指名
25	消防本部整備事業 駐車場等整備工事	54,414,000	46,968,000	86.32	46,968,000	86.32	(有)山城土木	9月30日	14		3			指名
26	城陽中学校ブロック塀改修工事	7,450,000	7,000,000	93.96	6,355,000	85.30	株式会社原田組	10月8日	10		6			指名
27	市道210号線外舗装補修工事	9,030,000	7,578,000	83.92	7,578,000	83.92	株式会社福野商店	10月28日	9		1			指名

28	橋りょう長寿命化（百度橋他1）補修工事	5,130,000	4,201,000	81.89	4,201,000	81.89	株)はやし産業	11月8日	5	1			指名
29	市道103号線道路改良工事	2,211,000	1,854,000	83.85	1,854,000	83.85	(有)城栄道路	10月29日	4				指名
30	橋りょう長寿命化（市道367号線1号橋他3）補修工事	6,023,000	4,932,000	81.89	4,932,000	81.89	悠紀建設(株)	11月18日	2				指名
31	市道210号線道路改良工事	7,619,000	6,402,000	84.03	6,402,000	84.03	株)ナカガワ	11月19日	8	2			指名
32	市道104号線外道路改良工事	9,867,000	8,307,000	84.19	8,307,000	84.19	株)ナカガワ	11月19日	8	1	3		指名
33	市道11号線道路改良工事	24,361,000	20,699,000	84.97	20,699,000	84.97	株)田畠建設	11月29日	12	4	1		指名
34	市道5号線道路改良工事	21,899,000	18,559,000	84.75	18,559,000	84.75	株)金剛ブロック製造所	11月29日	17	2	6		指名
35	市民が主役のみちづくり事業その3工事	8,001,000	6,724,000	84.04	6,724,000	84.04	株)久保健築	12月3日	6		2		指名
36	市民が主役のみちづくり事業その4工事	4,295,000	3,604,000	83.91	3,604,000	83.91	福井建設(株)	12月11日	4				指名
37	寺田駅西側駅前施設整備工事	23,426,000	20,011,000	85.42	20,011,000	85.42	(有)フェニックスジャパン	12月17日	9	1	1		指名
38	青谷コミュニティセンター集会室等空調改修工事	13,460,000	11,690,000	86.85	11,690,000	86.85	株)柏木工業所	12月18日	16		13		指名
39	市道103号線道路改良工事その2	5,678,000	4,765,000	83.92	4,765,000	83.92	株)南星	12月26日	4		1		指名
40	島ノ宮排水路改修工事	4,437,000	3,697,000	83.32	3,697,000	83.32	(有)城栄道路	1月9日	12				指名
41	新青谷線道路改良工事	19,655,000	16,636,000	84.64	16,636,000	84.64	福井建設(株)	1月15日	18		5		指名
42	大將軍第1幼児公園外2公園整備工事	4,541,000	3,799,000	83.66	3,799,000	83.66	(有)はやし産業	1月15日	5		3		指名
43	東部コミュニティセンター屋根塗装等改修工事	19,090,000	17,900,000	93.77	16,802,000	88.01	悠紀建設(株)	1月20日	15		12		指名
44	寺田駅西側駅前広場舗装工事	10,602,000	8,903,000	83.97	8,903,000	83.97	株)松原造園	2月6日	19	2	1		指名
45	今池川排水区B工区その2工事	112,825,000	97,160,000	86.12	97,160,000	86.12	株)松原造園	3月5日	8				一般
46	庁舎耐震補強等整備事業<6期工事・7期工事>	136,200,000	131,000,000	96.18	119,990,000	88.10	栄建設工業(株)	3月16日	8		7		指名
47	東部地区道路維持修繕工事(単価契約)	13,631,000	11,201,000	82.17	11,201,000	82.17	株)城南工建	3月23日	17		4		指名
48	西部地区道路維持修繕工事(単価契約)	13,631,000	11,201,000	82.17	11,201,000	82.17	(有)フェニックスジャパン	3月23日	17		5		3指名
49	市道234号線道路改良工事に伴う配水管移設工事(その2)	11,220,000	10,550,000	94.03	9,640,000	85.92	株)南星	5月15日	12	2	3		指名
50	上下水道工事跡舗装本復旧工事	15,751,000	13,150,000	83.49	13,150,000	83.49	(有)山城土木	5月17日	19		1		指名
51	久世下大谷開発に伴う配水管増径工事	4,300,000	4,080,000	94.88	3,680,000	85.58	FIDES(株)	5月21日	4	1	2		指名
52	平川古宮舗装復旧工事	3,584,000	3,000,000	83.71	3,000,000	83.71	株)司建設工業	6月17日	12		3		指名
53	第3浄水場5号井ポンプ盤更新工事	16,751,000	15,080,000	90.02	15,080,000	90.02	関西日立(株)	11月15日	5		4		指名
54	市道5号線道路改良工事に伴う配水管布設替工事	10,650,000	10,070,000	94.55	9,150,000	85.92	KOエンジニアリング合同会社	11月25日	10	1	4		指名
55	直圧配水管布設工事(その10)	8,510,000	8,050,000	94.59	7,330,000	86.13	株)ナカガワ	11月27日	8		3		指名
56	富野堀口配水支管布設替工事	1,690,000	1,600,000	94.67	1,450,000	85.80	株)ハヤシ住宅設備	11月29日	3		2		指名
57	市道104号線道路改良に伴う下水道布設替工事	9,604,000	8,088,000	84.21	8,060,000	83.92	司建設工業	12月11日	10	1	5		指名

58	直圧配水管布設工事 (その 7-2)	11,860,000	11,250,000	94.86	10,230,000	86.26	有フェニックスジャパン	12月17日	5	3			指名
59	直圧配水管 (その 6) 舗装本復旧工事	8,466,000	7,096,000	83.82	7,090,000	83.75	(株)建設工業	12月17日	12	9			指名
60	低区送水管等布設工事 (その 6)	126,520,000	120,000,000	94.85	111,290,000	87.96	(株)原田組	2月13日	11	2			指名
61	直圧配水管布設工事 (その 9)	62,840,000	59,600,000	94.84	54,900,000	87.36	(株)建設工業	3月6日	12	3			指名

八幡市 令和元年度 建設工事 発注一覧

	工事名	工事価格	入札書記載金額	入札率	最低制限金額	最低率	落札業者名	開札日	参加希望	失格	辞退	無効	不着	区分
1	(前期) 下排水路他浚渫工事 (単価契約)	854,000	744,000	87.12	640,000	74.94	株城南開発興業	4月26日	9	3				指名
2	公園樹管理委託	11,137,000	10,240,000	91.95	7,996,000	71.80	有錦昌園	4月26日	8					指名
3	市単独事業街路樹管理委託 (A工区)	5,464,000	4,910,000	89.86	3,939,000	72.09	株西村生樹園	4月26日	8					指名
4	市単独事業八幡市駅前植栽及びポケットパーク管理委託	4,331,000	4,020,000	92.82	3,170,000	73.19	株庭園サービス	5月10日	7					指名
5	学校施設等樹木管理業務	5,531,000	5,140,000	92.93	4,009,000	72.48	小林造園	5月24日	6		1		1	指名
6	市単独事業道路維持補修工事 (その2)	2,733,000	2,308,000	84.45	2,284,000	83.57	株高谷工務店	6月7日	7	1	3		1	指名
7	交通安全施設整備事業道路反射鏡点検清掃業務委託	918,000	666,000	72.55	665,000	72.44	有アイエス工業	6月7日	19		4			指名
8	市単独事業舗装補修工事 (その2)	3,836,000	3,246,000	84.62	3,237,000	84.38	株ツジモト	6月14日	10	1			1	指名
9	美濃山浄水場急速ろ過池更生工事	6,570,000	5,710,000	86.91	5,683,000	86.50	日水産業株	6月20日	6	1				指名
10	さくら小学校廊下等改修工事	6,473,000	6,140,000	94.86	5,793,000	89.49	株 K・T・M	7月5日	17		11			指名
11	美濃山浄水場等植栽管理業務委託	4,810,000	4,470,000	92.93	3,468,000	72.10	有優樹造園	7月11日	5					指名
12	府営美桜団地第4棟スロープ整備工事	2,190,000	2,165,000	98.86	1,957,000	89.36	藤本建設株	7月19日	6	1	3		1	指名
13	弁栓ボックス補修工事 (単価契約) 及び令和元年度八幡市公共下水道事業人孔蓋補修工事 (単価契約)	4,155,000	3,750,000	90.25	3,116,000	74.99	明清建設工業株	7月19日	3					指名
14	主要市道道路改良工事 (その1)	37,777,000	32,680,000	86.51	32,639,000	86.40	株 K・T・M	7月26日	10	5				一般
15	公共下水道事業橋本地区管路施設耐震化工事 (その2)	19,647,000	16,837,000	85.70	16,837,000	85.70	吉田工業株	8月2日	18	3	6		2	指名
16	市単独事業路面清掃工事	1,633,000	1,500,000	91.86	1,374,000	84.14	株エコ・テクノ	8月2日	15	2	1			指名
17	主要市道道路改良工事 (その2)	24,450,000	21,002,000	85.90	21,002,000	85.90	吉田工業株	8月28日	13	5	2		2	指名
18	公共下水道事業男山・西山地区管渠長寿命化関連工事	16,147,000	13,821,000	85.59	13,724,000	84.99	株井組	9月6日	18	8	5			指名
19	交通安全施設整備事業区画線設置工事 (その2)	2,171,000	1,849,000	85.17	1,849,000	85.17	大東産業株	9月6日	19	4	1		1	指名
20	公園施設更新工事 (その1)	20,707,000	17,725,000	85.60	17,704,000	85.50	城南開発興業株	9月18日	18		5		4	指名
21	公共下水道事業男山・西山地区管渠長寿命化工事	50,010,000	43,601,000	87.18	43,558,000	87.10	鎌田工業株	9月10日	11	6				一般
22	公共下水道事業橋本平野山地区他人孔蓋取替工事	16,752,000	14,388,000	85.89	14,356,000	85.70	有優樹造園	9月20日	18	5	4		2	指名
23	市営住宅火災警報器取替工事	5,741,000	5,050,000	87.96	5,006,000	87.20	株大西電気工業所	9月20日	8	2			1	指名
24	街路樹撤去業務委託	2,095,000	1,990,000	94.99	1,533,000	73.17	株植富	9月20日	7					指名
25	(後期) 下排水路他浚渫工事 (単価契約)	891,000	766,000	85.97	668,000	74.97	環境テクノス株	9月24日	9					指名
26	八幡市公共下水道事業人孔蓋取替工事その6 (八幡安居塚)	32,330,000	28,395,000	87.83	28,127,000	87.00	株ツジモト	9月27日	10	3	1			一般
27	市単独事業街路樹管理委託 (C工区)	10,849,000	9,760,000	89.96	7,822,000	72.10	山本造園株	10月3日	6				1	指名

28	市単独事業街路樹管理委託（B工区）	9,542,000	8,580,000	89.92	6,984,000	73.19	株上田造園	10月8日	6				1	指名
29	市単独事業橋本地域道路改良工事	18,181,000	15,649,000	86.07	15,635,000	86.00	株榎井組	10月18日	18	2	7		5	指名
30	橋りょう長寿命化（市道367号線1号橋他3）補修工事	42,420,000	39,410,000	92.90	36,650,000	86.40	株長谷川建設	10月25日	7	1	1		1	指名
31	主要市道道路改良工事（その1）	18,941,000	16,157,000	85.30	16,156,000	85.30	株城南開発興業	10月25日	18	1	5		2	指名
32	二階堂川口線バイパス事業道路整備工事	38,645,000	34,786,000	90.01	33,621,000	87.00	吉田工業株	10月30日	10		3		1	一般
33	市単独事業舗装補修工事（その3）	36,061,000	31,600,000	87.63	31,517,000	87.40	吉田工業株	11月1日	10	1	1		1	一般
34	公園施設更新工事（その2）	24,746,000	21,335,000	86.22	21,232,000	85.80	株藤重機建設	11月1日	13	1	7		3	指名
35	公共下水道事業不明水調査業務委託	3,478,000	3,200,000	92.01	2,521,000	72.48	株城南開発興業	11月1日	15		2		1	指名
36	川口堀ノ内地区配水管布設替工事	29,180,000	26,521,000	90.89	25,153,000	86.20	株長谷川建設	11月6日	9		4		1	一般
37	川口川第3樋門整備補修（電動化）工事	6,485,000	5,850,000	90.21	5,836,000	89.99	株ウイズ	11月13日	4	1	1			指名
38	川北排水機場監視カメラ設備更新工事	4,456,000	3,850,000	86.40	3,787,000	84.99	ツバサデンキ	11月13日	7				1	指名
39	八幡市公共下水道事業人孔蓋取替工事その8（八幡園内他）	53,365,000	46,744,000	87.59	46,694,000	87.50	株城南開発興業	11月15日	8	2			1	一般
40	新本庁舎整備事業に係る北側駐車場整備工事	33,158,000	28,858,000	87.03	28,714,000	86.60	株ツジモト	11月20日	9		1		1	一般
41	公共下水道事業美濃山地区他管路施設耐震化工事	19,886,000	17,022,000	85.60	16,982,000	85.40	株アースワーク日伸	11月22日	18		8		3	指名
42	主要市道道路改良工事（その4）	18,039,000	15,440,000	85.59	15,423,000	85.50	株アースワーク日伸	11月22日	10	4			1	指名
43	公共下水道事業橋本地区他管路施設耐震化工事	16,450,000	14,047,000	85.39	14,031,000	85.29	有優樹造園	11月26日	18	1	8		3	指名
44	みその保育園老朽改修工事（その2）	7,750,000	7,400,000	95.48	6,882,000	88.80	叶機械設備工業	11月27日	17		11			指名
45	男山第三中学校屋内運動場等空調設備整備工事	49,040,000	46,800,000	95.43	44,136,000	90.00	吉田工業株	11月29日	3		2		1	一般
46	市単独事業舗装補修工事（その5）	29,154,000	25,325,000	86.87	25,305,000	86.80	株ツジモト	11月29日	7	1	7		1	一般
47	市民スポーツ公園大型遊具修繕工事	9,777,000	8,389,000	85.80	8,378,000	85.69	有優樹造園	11月29日	18	1	9		2	指名
48	不動谷川補修工事	4,882,000	4,735,000	96.99	4,125,000	84.49	中村水道住設興業	12月5日	16		9		5	指名
49	交通安全施設整備事業区画線設置工事（その3）	1,473,000	1,256,000	85.27	1,256,000	85.27	ジェイアールピー株	12月5日	19	6	3		4	指名
50	街路灯LED化工事（その1）	22,663,000	19,393,000	85.57	19,376,000	85.50	前田電機商会	12月13日	6	1			1	指名
51	令和元年度河川維持工事（その4）	1,197,000	1,050,000	87.72	1,012,000	84.54	藤和建設株	12月16日	7		5			指名
52	新本庁舎整備事業に係る公用車車庫解体工事	19,710,000	18,330,000	93.00	17,522,000	88.90	株協同建設	12月18日	11		4			指名
53	八幡市公共下水道事業八幡福禄谷地区下水道改良工事及び令和元年度八幡福禄谷地区配水管布設替工事	35,199,000	30,411,000	86.40	30,376,000	86.30	吉田工業株	12月19日	7		2		2	指名
54	改良住宅吉原団地第7・8棟バリアフリー改修工事	17,820,000	16,580,000	93.04	15,913,000	89.30	株ARACO	12月19日	17		9		1	指名
55	公共下水道事業川口地区人孔蓋取替工事	19,479,000	16,693,000	85.70	16,693,000	85.70	有優樹造園	12月20日	18	4	4		2	指名
56	市営住宅新田団地除却工事	5,070,000	4,740,000	93.49	4,441,000	87.59	株アースワーク日伸	12月20日	11		4			指名
57	公園施設更新工事（その3）	8,044,000	6,857,000	85.24	6,845,000	85.09	株尾形電気工事	12月26日	5				1	指名

58	歩道改良バリアフリー工事	2,223,000	2,090,000	94.02	1,891,000	85.07	株弘建設	1月8日	5	4			指名	
59	横断歩道橋撤去工事	15,236,000	12,737,000	83.60	13,075,000	85.82	株榎井組	1月10日	18	8		5	指名	
60	府営住宅空家改修工事	12,430,000	11,680,000	93.97	11,187,000	90.00	株城南開発興業	1月10日	16	7		2	指名	
61	史跡等総合活用整備事業保存修理工事（松花堂分）	3,231,000	2,900,000	89.76	2,865,000	88.67	株安井塗工務店	1月10日	4	1			指名	
62	男山散策路周辺危険木除去委託	5,044,000	4,780,000	94.77	3,677,000	72.90	株西村生樹園	1月10日	8				指名	
63	公園灯改良工事	4,471,000	3,800,000	84.99	3,800,000	84.99	藤田電気	1月16日	5	1		1	指名	
64	志水防災広場改修工事	3,792,000	3,220,000	84.92	3,200,000	84.39	松本工事測量(株)	1月16日	15	5		3	指名	
65	八幡源氏垣外地区配水管布設工事に伴う舗装本復旧工事	947,000	803,000	84.79	800,000	84.48	株高原興業	1月24日	10	1		6	指名	
66	八幡科手地区既設水道管撤去工事	8,039,000	8,030,000	99.89	6,905,000	85.89	株ジェイアンドジェイ	1月31日	14	1	10		2	指名
67	交通安全施設整備事業区画線設置工事（その4）	4,049,000	3,454,000	85.31	3,453,000	85.28	株アスリート	1月31日	19	10	3		2	指名
68	公共下水道事業人孔蓋取替工事その11	21,840,000	18,680,000	85.53	18,673,000	85.50	株晃住建	2月6日	18	3	3		1	指名
69	馬場市民公園修繕工事	2,052,000	1,795,000	87.48	1,740,000	84.80	株符川工業	2月6日	4		2		指名	
70	交通安全施設整備事業道路反射鏡設置工事（その4）	1,284,000	1,097,000	85.44	1,097,000	85.44	ライナーワークス(株)	2月6日	19	5	6		2	指名
71	市単独事業街路樹管理委託（D工区）	7,238,000	6,500,000	89.80	5,298,000	73.20	株植富	2月6日	7				1	指名
72	交通安全施設整備事業区画線設置工事（ゾーン30）	3,330,000	2,850,000	85.59	2,847,000	85.50	エスロード(株)	2月21日	19	9	2		1	指名
73	漏水修理に伴う舗装本復旧工事	2,657,000	2,259,000	85.02	2,253,000	84.79	株長谷川建設	2月21日	9		3		2	指名
74	新本庁舎整備事業に係る新別館新築工事	290,400,000	259,908,000	89.50	262,100,000	90.25	吉田工業(株)	2月28日	6	1	1			一般
75	聖火リレーコース沿道整備工事	2,701,000	2,450,000	90.71	2,239,000	82.90	藤和建設(株)	3月5日	4		3			指名

精華町 令和元年度 建設工事 発注一覧

	工事名	工事価格	入札書記載金額	入札率	最低制限金額	最低率	落札業者名	開札日	参加希望	失格	辞退	無効	不着	区分
1	光台地区道路除草等業務委託	7,763,000	6,738,000	86.80	6,738,000	86.80	西島フェンス興業	4月26日	16	3	1		1	一般
2	僧坊・旭線他道路除草等業務委託	6,162,000	5,336,000	86.60	5,336,000	86.60	精華造園	4月26日	16	3	1	2	1	一般
3	精華台地区他道路除草等業務委託	6,482,000	5,619,000	86.69	5,619,000	86.69	株中西電気工業	5月9日	15			2		一般
4	桜が丘地区他道路除草等業務委託	5,830,000	5,046,000	86.55	5,046,000	86.55	株中西電気工業	5月9日	15					一般
5	町道等緊急対応維持修繕（その1）工事	5,676,000	4,912,000	86.54	4,912,000	86.54	谷建設	5月10日	13	1	1	1		一般
6	河川等緊急対応維持修繕（その1）工事	1,947,000	1,698,000	87.21	1,698,000	87.21	喜多商店株	5月10日	8	1			1	一般
7	上水道緊急修繕業務委託（その2）	3,190,000	2,000,000	62.70	-	-	喜多商店株	5月29日	2					一般
8	祝園西一丁目排水路整備（その1）工事	26,510,000	23,382,000	88.20	23,382,000	88.20	星山工業株	6月6日	7					一般
9	上水道緊急修繕業務委託（その3）	4,800,000	2,300,000	47.92	-	-	大和住建株	8月29日	3					一般
10	量水器取替委託（その1）	6,200,000	2,370,000	38.23	-	-	大和住建株	8月29日	4					一般
11	量水器取替委託（その2）	5,920,000	2,500,000	42.23	-	-	株村瀬設備	8月29日	4		1			一般
12	量水器取替委託（その3）	5,890,000	3,000,000	50.93	-	-	日本開発興業株	8月29日	4		2			一般
13	滝ノ鼻地区排水路整備（その1）工事	12,366,000	10,822,000	87.51	10,822,000	87.51	日本開発興業株	8月21日	6					一般
14	水道施設植栽管理等業務委託	12,897,000	11,321,000	87.78	11,304,000	87.65	辻井建設	9月4日	6	2				一般
15	光台地区道路除草等（その2）業務委託	7,816,000	6,784,000	86.80	6,784,000	86.80	谷建設	9月4日	13					一般
16	精華台他地区道路除草等（その2）業務委託	6,495,000	5,629,000	86.67	5,629,000	86.67	山一興業株	9月4日	13					一般
17	僧坊・旭線他道路除草等（その2）業務委託	6,298,000	5,453,000	86.58	5,453,000	86.58	ヨシカワ建設	9月4日	13		1			一般
18	桜が丘他地区道路除草等（その2）業務委託	5,937,000	5,137,000	86.53	5,137,000	86.53	精華造園	9月4日	13		1			一般
19	光台地区緑地除草等業務委託	3,720,000	3,254,000	87.47	3,254,000	87.47	株村瀬設備	9月4日	12		2	2		一般
20	九百石川他河川除草等業務委託	3,579,000	3,164,000	88.40	3,164,000	88.40	西島フェンス興業	9月5日	12		3			一般
21	桜が丘他地区公園・緑地高木剪定等業務委託	6,414,000	5,620,000	87.62	5,620,000	87.62	株森忠建設造園	9月19日	7					一般
22	桜が丘他地区道路高木剪定等業務委託	5,801,000	5,018,000	86.50	5,018,000	86.50	株杉山興業	9月19日	7		1			一般
23	光台地区道路高木剪定等業務委託	4,942,000	4,268,000	86.36	4,268,000	86.36	山一興業株	9月20日	7			3		一般
24	精華台他地区道路高木剪定等業務委託	4,554,000	3,939,000	86.50	3,939,000	86.50	精華造園	9月20日	7			3		一般
25	山田荘小学校受水槽等更新工事	13,390,000	12,184,000	90.99	12,137,000	90.64	株ニシジマ工業所	10月8日	5	2				一般
26	精華町国民健康保険病院空調及び給湯設備更新工事	8,580,000	7,741,000	90.22	7,740,000	90.21	丸徳建設株	10月8日	5	1	1			一般
27	山田荘小学校プール改修工事	13,610,000	12,350,000	90.74	12,299,000	90.37	株田中建設	10月11日	9	6	1			一般

28	菅井・菱田線歩道整備工事	43,587,000	38,551,000	88.45	38,551,000	88.45	株イチグミ	10月18日	7	1				一般
29	光台環状線他舗裝修繕工事	25,389,000	22,311,000	87.88	22,311,000	87.88	株大仙工務店	10月18日	21	1				一般
30	柘榴集会所便所改修工事	4,430,000	4,200,000	94.81	3,985,000	89.95	株誠工務店	10月18日	3		1			一般
31	町道修繕工事	6,271,000	5,414,000	86.33	5,414,000	86.33	株誠工務店	10月25日	11			1	1	一般
32	町道等緊急対応維持修繕（その2）工事	5,565,000	4,816,000	86.54	4,816,000	86.54	谷建設	10月25日	13	1	1	1	1	一般
33	河川等緊急対応維持修繕（その2）工事	1,702,000	1,485,000	87.25	1,485,000	87.25	喜多商店株	10月25日	6		1		1	一般
34	精華台地区道路照明LED化工事	18,187,000	16,880,000	92.81	15,903,000	87.44	株イチグミ	11月8日	5					一般
35	植田西線道路照明LED化工事	2,061,000	1,928,000	93.55	1,777,000	86.22	株モリタ電化	11月8日	5			1		一般
36	地域福祉センターかしのき苑照明器具LED化工事	44,640,000	41,068,000	92.00	40,685,000	91.14	村井電気株	11月26日	7	6				一般
37	稻植夢橋下部工維持修繕工事	1,593,000	1,390,000	87.26	1,370,000	86.00	株田中建設	11月26日	1					一般
38	祝園西一丁目排水路整備（その2）等工事	44,422,000	39,382,000	88.65	39,374,000	88.64	株杉山興業	11月28日	6	3	1			一般
39	精華第11処理分区整備（旭その2）工事	40,481,000	35,480,000	87.65	35,480,000	87.65	株西島工務店	11月28日	6		2	1		一般
40	舗裝修繕工事	8,379,000	7,288,000	86.98	7,288,000	86.98	株イチグミ	12月3日						一般
41	東西連絡通路修繕工事	16,920,000	15,105,000	89.27	15,069,000	89.06	丸徳建設株	12月5日	2					一般
42	河川浚渫等業務委託	9,047,000	8,073,000	89.23	8,073,000	89.23	株西島工務店	12月10日	5					一般
43	北稻浄水場送水ポンプ更新等工事	8,400,000	7,728,000	92.00	7,577,000	90.20	テラル株	11月13日	5	1	3			指名
44	九百石川2号雨水路整備工事（その1）	19,726,000	17,187,000	87.13	17,187,000	87.13	株森忠建設造園	12月12日	3					一般
45	僧坊・前川線道路築造工事	26,805,000	23,567,000	87.92	23,567,000	87.92	丸徳建設株	12月13日	5			1		一般
46	精華14-1号污水幹線築造（その6）工事	77,207,000	68,717,000	89.00	68,717,000	89.00	株ニシジマ工業所	12月17日	5	4				指名
47	滝ノ鼻地区排水路整備（その2）工事	8,063,000	6,999,000	86.80	6,999,000	86.80	株村瀬設備	12月17日	7					指名
48	北稻八間45号線道路築造工事	19,972,000	19,972,000	100.00	17,516,000	87.70	日本開発興業株	1月17日	3	1	1			指名
49	山田・下條線道路改良工事	7,225,000	6,308,000	87.31	6,308,000	87.31	有エルピース	1月17日	8	1				指名
50	道路標識更新工事	5,748,000	4,945,000	86.03	4,945,000	86.03	喜多商店株	1月17日						一般
51	精華町人権センター児童館空調設備更新工事	12,170,000	11,075,000	91.00	11,017,000	90.53	共立電業株	1月22日	3					一般
52	東西連絡通路照明LED化工事	4,560,000	4,173,000	91.51	4,066,000	89.17	共立電業株	1月22日	3					一般
53	令和元年度 舟・僧坊線道路改良工事	1,950,000	1,699,000	87.13	1,699,000	87.13	株翔和建設	1月24日	7	1	1			指名
54	町道等緊急対応維持修繕（その1）工事	6,302,000	5,453,000	86.53	5,453,000	86.53	ヨシカワ建設	3月5日	11	2				指名
55	庁舎駐車場拡張整備工事	17,265,000	15,202,000	88.05	15,202,000	88.05	星山工業株	1月22日	4					指名

随意契約ガイドライン

目 次

	(ページ)
1. 隨意契約の基本的な考え方	1
2. 隨意契約とする場合の手続き	2
3. 政令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方	4
4. 1者から見積書を取ればよい場合と省略できる場合	11
5. 隨意契約で留意することについて	12
6. 隨意契約の公表について	13
(参考)	
資料1 地方自治法[抜粋]	15
資料2 地方自治法施行令[抜粋]	16
資料3 木津川市契約事務規則[抜粋]	18
資料4 木津川市入札及び契約の過程等の公表に関する要綱[抜粋]	21

木津川市

令和元年10月改正

木津川市随意契約ガイドライン

1. 随意契約の基本的な考え方

随意契約について

地方公共団体が締結する契約(以下「公共調達」という。)は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから信用・能力等のある業者を容易に選定することができます。しかし、その運用を誤ると、適正な価格によって行なわれるべき契約自体が、不適正な価格によって行なわれ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の2第1項に、次のように随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはできません。

- 1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 3 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバーメンタルセンター、母子・父子福祉団体等が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

公共調達は、競争入札が原則です。政令に該当する場合にのみ、随意契約ができます。この場合でも複数者以上から見積書を徴取し、競争性を確保することが必要です。しかし、競争性を確保できない真にやむを得ない理由がある場合は、1者と契約を締結することになります。1者との随意契約の執行には更に慎重な判断が必要です。

公共調達は、競争性や透明性の確保が必要です。随意契約を締結する場合は、その経過や理由を市民に広く説明する責任があるからです。

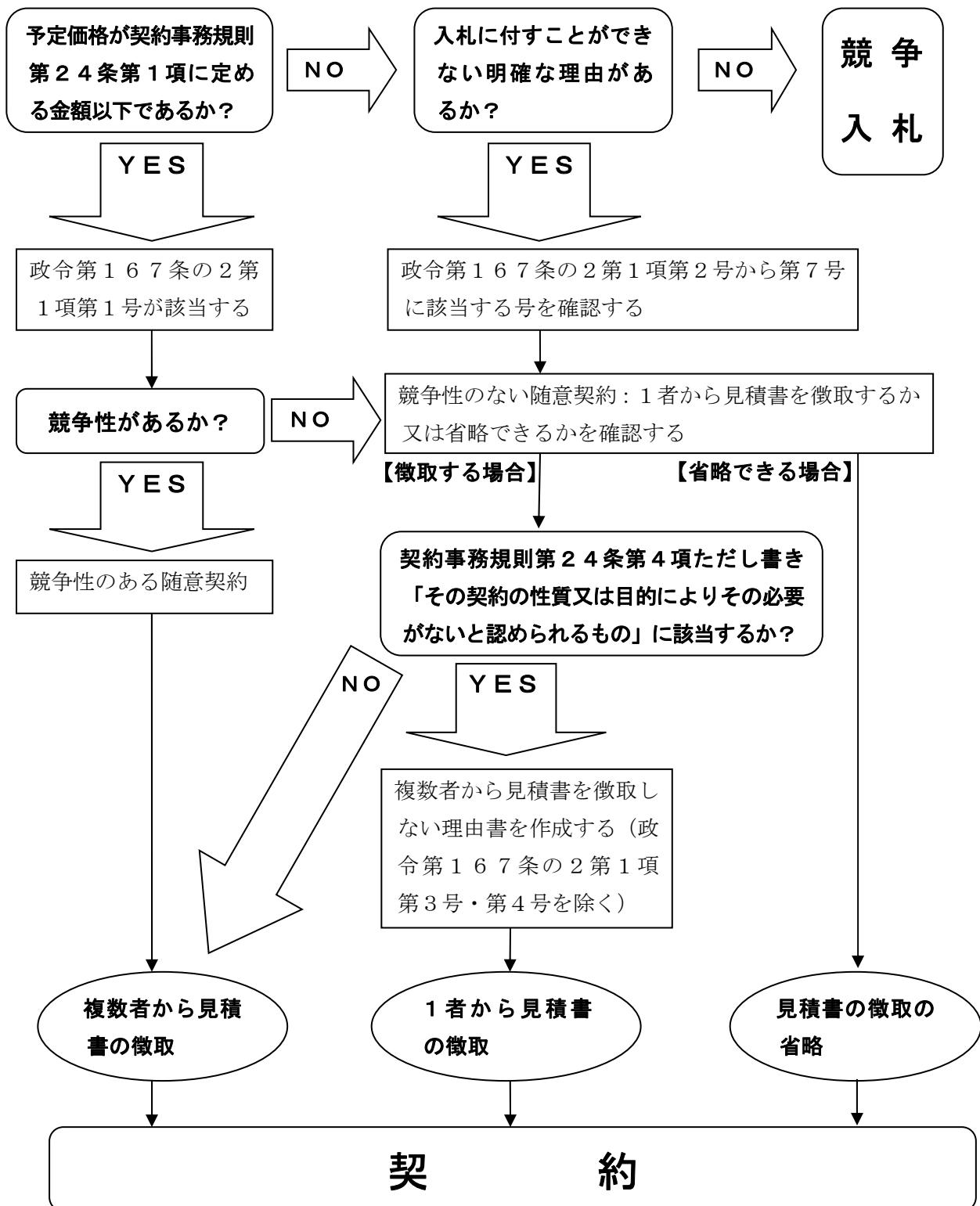
本ガイドラインは、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が府内において統一的かつ公正に行なえるよう定めるものです。本ガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、随意契約の適正執行に努めてください。

契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約をすべきものではなく、また、随意契約ができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものではありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

2. 隨意契約とする場合の手続き

1. 隨意契約により契約を締結する場合の手続きフロー

随意契約は「競争性のある随意契約」(=複数者以上から見積書を徴取する)と「競争性のない随意契約(=1者から見積書を徴取する又は見積書の徴取を省略する)に分かれます。



2. 隨意契約にかかる基本的な留意事項

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、予定価格より判断して、政令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する号を明らかにすること。1者による随意契約は、政令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものである。

(2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積りをした者を契約の相手方とすること。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明できること。単に「過去の実績」や「業務に精通している」「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではない。

(3) 少額随意契約の留意点

木津川市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第24条第1項の規定は、一定以下の金額については事務の軽減を趣旨に随意契約ができる規定（少額随意契約）であるが、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切ではない。

(4) 説明責任

1者による随意契約とする場合は、透明性を高めるため、検証を行なった結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにし、市民に対して説明責任を持つこと。この場合、少なくとも以下の点については、契約担当課で確認すること。

- ①他課・機関で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ②近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ③「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかない状況を具体に説明できること。
- ④契約相手方は、委託する主要な業務を、再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- ⑥内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）で入札ができる余地はないか確認すること。

(5) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たっては、委託契約の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することは適切ではない。契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の主要な部分以外を再委託とする必要が生じた場合は、再委託を行なう必要性や業務の範囲、金額及び再委託を行なう相手方の名称・住所を委託業者より書面にて提出させ、契約担当課で妥当性を審査すること。

(6) 同一事業を複数年継続する場合

複数年継続して同一の業者を契約の相手方とする場合は、社会状況等の変化等や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、単に前年度から漫然と継続することがないよう留意すること。

また、当初の契約期間の後年以降において、契約期間を自動で延長（更新）する条項を設けている契約は、予算の裏付けのない支払いを約束するものであるから適切ではない。

3. 政令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方

地方自治法234条では「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」としています。これを受けて、随意契約によることができる場合として、政令第167条の2第1項第1号から第9号を定めています。以下に、各号の基本的な考え方を示します。各号の法令文は、政令の引用ですが、一部文章を要約しているものもあります。なお、建設工事等の公共工事に係る随意契約については、政令の規定とともに「工事請負契約における随意契約のガイドライン（建設省厚発第308号）」を判断の基準としてください（本章末尾に記載）。

（1）政令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が、契約の種類に応じ普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号の趣旨は、契約事務の簡素化のため、予定価格の少額のものは競争入札に付さないでよいとしたものです。この号を受けて、契約事務規則第24条第1項では、契約の種類ごとに随意契約できる額の範囲を定めています。この第1号の金額以下であれば、第3号及び第4号に該当する場合を除いて、第2号以下の各号の要件を充足しているかの判断をする必要はなく、本号の該当になります。ただし、額の範囲内であっても、他の契約の方法を排除したわけではなく、複数者以上から見積書を徴することが原則です。

政令第167条の2第1項第1号に定める額の範囲

契約の種類	予定価格（税込）	適用
1. 工事又は製造の請負	130万円	建設工事、建築物等の修繕等
2. 財産の買入れ	80万円	動産、不動産の購入等
3. 物件の借入れ	40万円	物件等の賃借（リース）
4. 財産の売払い	30万円	動産、不動産の売払い
5. 物件の貸付け	30万円	動産、不動産の貸付け
6. 上記以外のもの	50万円	業務委託、役務の供給、物品修繕等

1 「2. 財産の買入れ」は、不動産、動産の有体財産のみならず地上権、著作権、商標権、意匠権、特許実用新案権（知的財産権）等の無体財産をいいます。有体財産の代表的な事案は、自動車、備品、消耗品等の物件の購入等です。直ちに消耗する食料や賄材料、ガソリン・電気・ガス等については、財産の形成・保持ができないため本号の適用外とし、「6. 上記以外のもの」の該当とします。

2 「3. 物件の借入れ」は、土地、建物、機械、器具等の物件の賃借（リース）契約が該当します。ただし、長期継続契約に該当する場合の契約方法（指名競争入札又は隨

意契約（見積合せ）の判断は、契約期間全体の支出見込総額に拠ります。

3 「6. 上記以外のもの」は、業務(事務)委託、施設管理委託、役務の提供、物品修理等の契約が該当します。

（2）政令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号の趣旨は、契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるときや、特殊の性質を有する品物の買入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするときなどに該当する場合に適用できるものです。

また、その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとは、個々具体的な契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するしかありませんが、判断の基準は概ね前段のとおりです。

また、本号に該当する列記事由は多岐に及ぶので、以下に代表的なものを列記（以下「 \Rightarrow は留意事項・○は案件例示」とする。）します。

1 著作権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等の排他的権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない場合

\Rightarrow 排他的権利に該当するものを具体的に確認すること。

2 特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合

○試験、研究等の目的のため、極めて特殊な設備、技術等を有する者と契約をする場合

○特殊な設備・機器の製作者と運転・保守管理等の契約をする場合

3 企画競争により選考された者と契約を締結する場合

\Rightarrow 「5. 隨意契約で留意することについて 3企画競争について」参照

4 訴訟、調停、登記、鑑定、医療、調剤等、法令等により報酬が定められている業務を委託するときや現に価格競争が成立していない場合

○法律相談業務（弁護士会）

○検診業務（医師会・歯科医師会・薬剤師会）

○はがき、切手、収入印紙の購入

○再販売価格維持制度が適用される書籍・雑誌・新聞・音楽CD・音楽テープ・レコード購入

5 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に設計させた場合、既存のシステム等の使用に著しく支障が生じるおそれがある場合

\Rightarrow 「密接不可分の関係」と「著しく支障が生じるおそれ」を具体的に説明できること。

6 既存の情報処理システム等を設計又は製作した者以外の者に施行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、密接不可分な関係にある改良・保守の契約をす

る場合

⇒「密接不可分な関係」を具体的に説明できること。

7 前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計、試験及び調査業務に係る契約で、
一体の関係にある業者でないと施工が不完全になる場合

○別発注が不可能な基本設計と実施設計 など

⇒「一体の関係」を具体的に説明できること。

8 共同調査、開発等を行う場合に共同して業務を行う相手方が契約した者を契約する
場合

9 契約行為を秘密にする必要がある場合

○試験問題の作成、購入、印刷

⇒「秘密」にするべき必要性の有無を検討すること。

10 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とす
る場合

⇒目的や業務等を具体的に説明できること。

⇒「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進」とは「地域団体等が市と合意書
を交わし、公園や道路、河川など公共空間の清掃や美化活動等を自発的に行う
アダプト・プログラム制度など、まちづくりを担う住民や地域団体、NPOな
どと協定等を締結し、パートナーシップの原則に基づいて事業を推進するも
の。」に基づく事業であること。

1 1 市の政策目的を達成するため公共的団体を契約の相手方とする場合

⇒目的や業務等を具体的に説明できること。

⇒「公共的団体とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホ
ーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育委員会
等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含ま
れ、法人たると否とを問わない。(行政実例)」

1 2 国又は他の地方公共団体と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合

1 3 医療機関との個別契約を締結する煩雑さを回避するため、木津川市医師会、木津
川市歯科医師会、木津川市薬剤師会などと契約を締結する場合

1 4 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託
する場合

⇒複数の候補者から特定の一業者を選定した経過を具体的に説明できること。

1 5 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託する場合

⇒研修の講師等、個人を選定する場合、複数の候補者から特定の一個人を選定し
た経過を具体的に説明できること。

1 6 入札準備のために年度当初分を前年度の契約の相手方と契約をする場合

⇒同一の事務事業で4月1日から事務事業が開始されるものについて、新年度開
始までの間や新年度開始後ただちに業者選定及び契約諸手続が完了しない場
合には、暫定的に事務処理期間（概ね1～2か月）の契約として、前年度の契
約の相手方との間に前年度と同一の条件で契約を締結できるものとする。この
場合、契約締結に係る諸手続を早期に行い、円滑な事業の移行に努めること。

事務の遅滞を理由に選定ができず、随意契約の期間を延ばすことは認められない。

1 7 新規事業者が業務実施の準備期間を必要とするため、それまでの契約相手と契約をする場合

⇒準備期間として行うべき事柄を明確にし、最少期間のみとすること。事務の遅滞を理由に随意契約の期間を延ばすことは認められない。

1 8 契約事務規則第24条第5項で「見積書の徴収を省略できる」場合

(3) 政令第167条の2第1項第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれらに準ずる者若しくは生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者であるもの（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき（文章一部省略）。

本号は以下の契約について、1者から見積書を徴取することで執行することができます。ただし、対象となる契約相手方が複数いる場合は、原則として安い価格を提示した者と契約してください。また、本号に該当する場合は、木津川市契約事務規則第24条第2項の規定に基づき、発注見通し及びその契約締結状況を公表しなければなりません。

- 1 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- 2 障害者支援施設等からの役務の提供を受ける契約
- 3 シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- 4 母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約

(4) 政令第167条の2第1項第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところ

により普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

本号は、ベンチャー企業等の育成等を趣旨として政策的な判断を必要とする場合の号です。市内の中小企業等が新事業分野の開拓に取り組む者として市が認定した者から必要な新商品を買い入れ、借り入れるとき又は必要な新役務の提供を受ける場合に対象とします。本号については、前第3号と同様の手続きが必要になります。

(5) 政令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争に付すことができないとき。

「緊急の必要」とは、天災地変その他非常緊急の場合です。本号の適用に際して重要なことは「緊急の必要」があるかどうかということと「競争に付す時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できることです。事務手続きの遅滞による「緊急」は理由になりません。本号に該当する代表的なものを列記します。

- 1 災害時に緊急物資の購入をする場合
- 2 インフルエンザ等の感染症の発生による薬品等の購入を緊急に必要とする場合
- 3 工事については、災害発生時等において、交通等の安全確保並びに施設の機能を保持するために緊急に必要とする維持・修繕を実施する場合

(6) 政令第167条の2第1項第6号

競争に付すことが不利と認められるとき。

競争入札に付す方が随意契約によるよりも納期・工期や経費で不利となることが認められる場合が該当します。ただし、「不利となること」を具体的に説明できなければなりません。本号に該当する事例は概ね以下の場合です。

- 1 大量の物品を購入するとき（買い入れを必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買い入れしなければ価格の騰貴を招くことが想定される場合）。
 - 2 契約時期を失するとき（早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければいけない場合が想定される場合）。
 - 3 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった業務や本体業務と密接に関連する付帯的な業務で、現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合は、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - 4 施設警備委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行なうと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の削減の面で不利となる場合
- ⇒ 「5. 随意契約で留意すること 2 機械警備委託について」を参照すること。

(7) 政令第167条の2第1項第7号

時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みのあるとき。

「著しく有利な価格」とは、「一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるときと解され、個々に契約担当者が判断することになります。（地方財務実務提要）」と解釈されます。本号に該当する事例は「工事請負契約における随意契約のガイドライン（建設省厚発第308号）」を参照してください。

（8）政令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

いわゆる不落（不調）隨契といわれるものです。「再度の入札」とは、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、直ちにその場で行なう入札（再度入札）をいいます（ただし、必ずしも再度入札に付さなければならないわけではありません。）。本号を適用する場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができません。

また、1回の入札不調により不落（不調）隨契への移行を推奨するものではなく、応札対象者の拡大、指名替え、予定価格及び仕様の見直しを検討するなど、改めて競争入札に付することを原則としますので、本号の適用にあたっては、改めて競争入札に付することができない又は極めて困難な理由によって、随意契約を行うことが妥当であることが客観的に説明できなければなりません。

国土交通省では、「不落隨契の原則廃止等その厳正化について（平成17年8月29日付け国地契第46号）」において、原則廃止の運用をされていますので、以上の点に十分留意してください。

（9）政令第167条の2第1項第9号

落札者が契約を締結しないとき。

本号の規定は、競争入札により落札者になった者が契約を締結しない場合（落札者が契約書を作成しないとき。）、当該落札金額の範囲内で契約を締結する者があったときは、その者と契約を締結できることになります。契約は、あくまで落札金額の範囲内で行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付す時に定めた条件は変更できません。

（10）工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（随意契約ガイドライン）

昭和59年7月11日建設省厚発第308号

建設工事等の公共工事に係る随意契約については、次に示す旧建設省通達「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（随意契約ガイドライン）（建設省厚発第308号（昭和59年7月11日））を参考とし、適正執行に努めること。

●工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について

1. 契約の性質又は目的が競争を許さない場合（予決令第102条の4第3号）（政令第167条の2第1項第2号該当）

（1）特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結し

なければ契約の目的を達する事ができない場合

①特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事

②文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

③実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

④ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

①本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事

②既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

③埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

2. 緊急の必要により競争に付することができないとき。 (予決令第102条の4第3号) (政令第167条の2第1項第5号該当)

(1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合

①堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事

②電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

③災害の未然防止のための応急工事

3. 競争に付することが不利と認められるとき。

現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合 (予決令第102条の4第4号イ) (政令第167条の2第1項第6号該当)

(1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

①当初予期し得なかつた事情の変化等により必要となつた追加工事

②本体工事と密接に関連する付帯的な工事

(2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

①前工事と後工事とが、一体の構造物 (一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。) の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

②前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事 (ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であ

- って、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。)
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合
- ①鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - ②他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

4. 競争に付することが不利と認められるとき。

随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること。（**予決令第102条の4第4号口）（政令第167条の2第1項第7号該当）**

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

4. 1者から見積書を取ればよい場合と省略できる場合

木津川市契約事務規則第24条第4項及び第5項の解説

第4項 契約権者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を指示し、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長がその契約の性質又は目的によりその必要がないと認めたときは、この限りでない。

1者から見積書を取ればよい場合（①・②） 該当の場合は理由書が必要、理由書の書式は任意）	①契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないもの。 ②災害の発生等により緊急を要するもの。 ③予定価格が5万円以下で、特に裁量の余地がないもの。 ④前3号に定めるもののほか、市長が2人以上から見積書を徴する必要がないと認めるもの。	①政令第167条の2第1項第2号～第9号に該当し、真にやむを得ないとする理由があるもの。 ②緊急でも原則的に見積りは徴収すること。 ③事務の簡素化のため特に認めるもの。

第5項 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴収を省略することができる。

見積書を省略できる場合（理由書は不要）	①国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結しようとするとき。 ②法令等により取引価格が定められてい	①郵便切手、はがき、収入印紙 等

	<p>るとき。</p> <p>③取引価格が表示され、かつ、一定しているとき。</p> <p>④前3号に掲げるもののほか、契約権者が特に認めるとき。</p>	<p>④予見不可能な天災地変で、市民の生命・財産・健康に著しい危険が生じ、即座の対応が必要な場合 等</p>
--	---	--

5. 隨意契約で留意することについて

1 予定価格の設定について

1人からの見積書で予定価格を設定することにより、不調になつたり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されるため、見積書をもとにして予定価格を設定する場合、見積書は複数者から徴取することや取引の実例価格等を考慮する等、適正な予定価格を設定すること。

2 機械警備委託について

施設警備委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行なうと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の削減の面で不利となる場合があり、随意契約がやむを得ない場合もあるが、原則として、一定期間(「使用耐用年数省令※」を基準とする。)を経過した後は、競争入札による業者入れ替えを検討すること。

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(国税庁)

3 企画競争について

価格のみによる競争がふさわしくない事業については、企画競争(プロポーザル方式・コンペ方式)を行なうこともできる。ただし、企画競争は、公平性、透明性を確保するため、競争参加者の選定は公募とすることや、提案の選考は審査会によること及びあらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により行なうこと。

4 著作権について

イラストや写真、デザイン等の著作権は、当初の契約に際して、市に権利の譲渡をさせる措置を講じ、次回以降の契約に際して、他の業者が参入できるよう検討すること。

5 見積り業者の適正な選定について

見積書を徴取すべき契約について、契約事務規則第24条第4項の規定により2者以上者から徴取することとなっているが、単に受注可能な2者を選定するのではなく、受注機会の確保を図る観点から出来るだけ多くの業者より見積書を徴取するものとし、見積り業者を選定した理由においても明確な根拠をもって適正かつ公正に選定しなければならない。

また、業者の選定については、木津川市の競争入札参加資格を有する業者であることが必須である。

6 市内業者優先について

随意契約であっても、前項の業者選定に際しては、業務履行内容等を調査のうえ、地域経済の活性化等の観点から市内業者への発注を検討し業者の選定を行うこととし、特に建設工事においては防災協定締結や水道事業緊急工事対応事業者など市と協力関係を有する

業者を優先して選定すること。

7 公益法人との契約

公益法人と随意契約をする場合は、公益法人の在り方や役割を踏まえ、民間企業との競合を検討すること。

8 協同組合等

事業協同組合、企業組合等と当該組合の組合員を同一の見積合せに呼ばないこと。組合等を選定した場合は、その他の選定業者が当該組合の組合員でないことを確認すること。

6. 随意契約の公表について

木津川市の発注・契約事務について、関係法令等を遵守し透明性、公正性及び競争性の確保を追及するとともに市民への説明責任を果たすため、及び調達事務の透明性向上に向け、入札及び契約の過程等の公表について規定しています。

随意契約の公表においても、建設工事（製造を含む。）及び測量・建設コンサルタント等業務並びに物品・役務の供給等に係る契約について、木津川市入札及び契約の過程等の公表に関する要綱（平成25年木津川市告示第38号。以下「公表要綱」という。別添資料4参照。）により行うこととし、概ね次に記載する内容とします。

1. 政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約

予定価格が契約事務規則第24条第1項に規定する金額を超える場合は、契約事務規則第24条第2項の規定により公表を行わねばならない。（契約事務規則第24条第2項の手続きは次のとおり。）

- ①あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- ②契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。
- ③契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表すること。

2. 上記以外の公表要綱第2条第2号の随意契約

予定価格が250万円を超える契約を締結しようとする場合は、あらかじめ発注見通しの公表を行わなければならない。

契約事務規則第24条第1項に規定する金額を超える契約を締結した場合は、契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表すること。

3. 具体的な公表内容

発注見通し及び契約締結結果の公表については、公表要綱により公表するものとする。公表内容は、公表要綱別表に示しているが、概ね次のとおり。

①. 発注見通しの公表

ア 政令第167条の2第1項第3号又は第4号にあっては、契約の名称・概要・契約予定時期・契約の相手方の決定方法及び選定基準・担当課等とする。

イ 政令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号にあっては、契約の名称・施工又は履行等場所・施工期間又は履行等期限・種別・概要・契約

予定時期・担当課等とする。

②. 契約締結結果の公表

ア 政令第167条の2第1項第3号又は第4号にあっては、契約の相手方・契約の名称及び番号・契約金額・契約締結日・契約の相手方の選定理由・担当課等とする。

イ 政令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号にあっては、契約の相手方・契約の名称及び番号・種別・概要・工期又は履行等期限・契約金額・予定価格・随意契約とした理由及び契約の相手方の選定理由・担当課等とする。

4. 公表の時期

公表の時期は、次のとおりとする。

ア. 前記①の発注の見通しについては、年度当初に公表し、7月、10月、1月に見直した結果を公表するものとする。

イ. 前記②の契約締結結果の公表については、上記の公表時期に併せて、公表時期の前々月末までに締結した契約を公表するものとする。

5. 公表の場所等

発注見通しの公表については、建設部指導検査課（水道事業分は上下水道部）が取りまとめのうえ、調製し公表を行う。

契約結果の公表は、前記3-②-アについては建設部指導検査課（水道事業分は上下水道部）が取りまとめ、それ以外の契約結果については、部（局・支所）ごとに取りまとめのうえ、調製し公表するものとする。

公表場所については、公文書公開コーナー及び木津川市ホームページとする。

資料1 地方自治法（昭和22年法律第67号）[抜粋]

(契約の締結)

- 第234条** 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

資料2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）[抜粋]

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普

普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

別表第5（第167条の2関係）

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ）	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

資料3 木津川市契約事務規則（平成19年規則第44号）[抜粋]

第4章 隨意契約

(随意契約による場合)

第24条 政令第167条の2第1項第1号の規定により売買、貸借、請負その他の契約で随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負でその予定価格が130万円を超えないものをするとき。
- (2) 財産の買入れでその予定価格が80万円を超えないものをするとき。
- (3) 物件の借入れでその予定賃借料の年額又は総額が40万円を超えないものをするとき。
- (4) 財産の売払いでの予定価格が30万円を超えないものをするとき。
- (5) 物件の貸付けでその予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えないものをするとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が50万円を超えないものをするとき。

2 契約権者は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により行う随意契約で、予定価格が前項に規定する額を超える場合は、次に掲げる手続きを行わなければならない。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表すること。

3 契約権者は、政令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第9条第3項及び第4項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格の設定を省略することができる。

- (1) 法令により価格が定められているとき。
- (2) 価格が表示され、かつ、一定しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約権者が省略して支障がないと認めるとき。

4 契約権者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を指示し、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長がその契約の性質又は目的によりその必要がないと認めたときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴収を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結しようとするとき。
- (2) 法令等により取引価格が定められているとき。
- (3) 取引価格が表示され、かつ、一定しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約権者が特に認めるとき。

第7章 契約の締結

(契約の締結)

第27条 契約権者は、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約若しくはせり売りにより相手方を決定したときは、木津川市の休日を定める条例

(平成19年木津川市条例第2号)に規定する市の休日を除いた5日以内に契約書を作成し締結しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、契約をしないものとみなし、第5条に規定する入札保証金は、本市に帰属するものとする。ただし、第4条第2項各号のいずれかに該当し、入札保証金を免除している場合は、落札金額の100分の5を違約金として徴収するものとする。
- 3 契約権者が第1項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、更に当該契約書の案の送付を受けてこれを記名押印するものとする。
- 4 前項の場合において、契約権者が記名押印をしたときは、当該契約書の1通を当該契約の相手方に送付するものとする。

(契約書の記載事項)

第28条 契約書には、その必要に応じて、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期限
 - (4) 契約保証金
 - (5) 契約履行の場所
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 履行遅滞、その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担、天災その他の不可抗力による損害の負担に関する事項
 - (10) 契約に関する紛争の解決方法
 - (11) かし担保責任
 - (12) 談合等による契約の解除に関する事項
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 工事等請負契約に係る契約書には、その附属書類として品名、数量、単価金額等を記載した工事費内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書の添付がなければならない。ただし、契約権者が契約の性質、その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。
 - 3 前2項の規定は、必要に応じて前2項に規定するもの以外の事項についての記載又は書類の添付を妨げるものではない。

(契約書作成の省略)

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第27条第1項の規定にかかわらず、別段の契約書を作成しないことができる。

- (1) 工事請負契約でその契約代金の額が30万円未満であるものにつき、指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合

- (2) 工事請負契約以外の契約でその契約代金の額が20万円未満であり、かつ、登記又は登記の手続を必要としないものにつき指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合
 - (3) せり売りに付す場合
 - (4) 物品の売扱の場合において、買主が直ちに現金を納めてその物品を引き取る場合
 - (5) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結する場合
 - (6) 1件の金額が、5万円未満である物件、労力その他の供給をし、又はされる場合
- 2 契約権者は、前項の規定により、契約書の作成を省略するときは、特に軽微なもの除き契約の適正な履行を確保するため、請書（別記様式第3号）その他これに準ずる書類を提出させなければならない。

資料4 木津川市入札及び契約の過程等の公表に関する要綱（平成25年木津川市告示第38号）[抜粋]

（目的）

第1条 この告示は、木津川市が発注する契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）並びに関係法令等の規定に基づき、入札及び契約の透明性、客観性及び競争性の一層の向上を図るため、発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表することを目的とする。

（公表の対象）

第2条 公表の対象となる契約は、次の各号に定めるものとする。ただし、木津川市契約事務規則（平成19年木津川市規則第44号。以下「規則」という。）第24条第3項ただし書の規定を適用した場合は、この限りでない。

（1）競争入札となる契約

（2）建設工事（製造を含む。）及び測量・建設コンサルタント等業務並びに物品及び役務の供給等に係る契約のうち、政令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当し、かつ、予定価格が規則第24条第1項各号に規定する額を超える契約

（公表する事項）

第3条 前条の契約について、次の事項を公表する。

（1）発注の見通し

（2）競争入札等の参加資格及び名簿並びに指名基準

（3）入札実施

（4）入札結果

（5）契約締結

2 前項の具体的な内容、時期、方法、場所及び期間は、別表のとおりとする。

（遵守事項）

第4条 前条に規定する事項（以下「入札及び契約に関する情報」という。）を閲覧しようとする者は、次の事項を守らなければならない。

（1）入札及び契約に関する情報を閲覧場所の外に持ち出さないこと。

（2）入札及び契約に関する情報を汚損し、又はき損しないこと。

（3）前2号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（閲覧の禁止）

第5条 係員は、入札及び契約に関する情報を閲覧しようとする者が、前条各号に規定する事項を守らない場合には、閲覧を禁止することができる。

（補則）

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

木津川市の発注業務に係る職員行動指針

平成 27 年 3 月 10 日
木 津 川 市

1 目的

この行動指針（以下「指針」という。）は、木津川市における発注業務に関し、職員が関係法令等を遵守するとともに、職員倫理の保持及び公正な職務執行の確保の観点から、職員に求められる姿勢や心構えを示し、適正な事務執行を図ることを目的とする。

注）関係法令等とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、木津川市職員倫理条例（平成 19 年条例第 38 号）、木津川市職員倫理規則（平成 19 年規則第 22 号）、木津川市職員に対する働きかけに関する取扱要綱（平成 23 年訓令第 9 号）等をいう。

2 定義

- （1）この指針において「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 1 号に規定する特別職に属する常勤の職員、同法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する常勤の職員並びに同法第 28 条の 4 及び第 28 条の 5 に規定する再任用職員とする。
- （2）この指針において「発注業務」とは、設計図書等の作成、予定価格及び最低制限価格等の作成、契約の方法の選択、入札参加要件の設定、指名業者の決定、契約相手方の決定など、本市が行う契約全般に関する業務とする。
- （3）この指針において「事業者等」とは、木津川市職員倫理条例（平成 19 年条例第 38 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項に規定する者とする。

3 職員の心構え（倫理原則）及び責務

職員は、本市における発注の多くが地域の経済活動や市民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注業務に関しては市民の疑惑を招くことのないように入札関係法令等を遵守し、常に公正な職務の執行と透明性の確保に努めるものとする。

注）入札関係法令等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）等をいう。

4 秘密の保持

- (1) 職員は、落札前における予定価格（非公開又は公開前の予定価格をいう。）、競争入札参加業者名その他の発注業務に関する秘密を保持しなければならず、職員以外の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注業務の目的以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 職員は、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。）を市の組織外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類することを行ってはならない。

5 事業者等との面談等の規制

職員は、常に木津川市職員倫理規則（平成 19 年規則第 22 号）第 5 条に規定する禁止行為に抵触することのないよう常に自らを律し、事業者等と面談等を行う際は、業務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招かないよう、次のとおり行動するものとする。

- (1) 職員は、発注業務の公正な実施のため、常に、事業者等との面談等については、業務上、必要がある場合において行うものとし、市民の疑惑や不信を招かないよう、必要最小限の対応にとどめるものとする。

また、事業者等と面談等を行う際は、原則として受付カウンター等オープンな場所でなるべく複数の職員により対応するものとする。

- (2) 職員は、発注業務の公正な実施のため、業務を起案する段階から契約の相手方が決定するまでの間は、木津川市工事等競争入札心得第 9 条の規定によるほか、当該業務に関する事業者等と面談等を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- ① 入札公告に定める必要な手続を行う場合
 - ② その他、入札を円滑に実施する上で、発注者がやむを得ないと判断する場合

- (3) 発注業務に関する事業者等からの問い合わせ等については、対応窓口を入札担当課に一本化することとする。

また、入札担当課以外へ来訪や問い合わせ等があった場合は、必ず、入札担当課へ案内するなどし、対応窓口以外では対応を行わないこと。

なお、随意契約については、業務を所管する担当課において適正に対応するものとする。

- (4) 職員は、事業者等と面談等を行った内容について、必要に応じて、適宜、記録等を行うなど、発注業務の透明性の確保等に努めるものとする。

6 不当な働きかけに対する対応

職員は、事業者等から、木津川市職員に対する働きかけに関する取扱要綱（平成 23 年訓令第 9 号、以下「働きかけ要綱」という。）第 3 条に規定する働きかけのほか、不当な

働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合は、働きかけ要綱第5条の規定に基づく報告書の作成や対応方針に係る協議及び対応等を行うこととする。

また、決裁を受けた報告書で重要なものについては、木津川市建設工事等競争入札業者選定会にその写しを送付するものとする。

注) 上記の「不当な働きかけに該当すると思われる行為」とは、次に掲げるものをいう。

- ・特定の事業者等の競争入札への参加又は不参加を依頼する行為
- ・特定の事業者等の受注又は非受注を依頼する行為
- ・公表前における予定価格又は最低制限価格に関する情報の漏洩に該当する行為
- ・公表前における入札参加者に関する情報の漏洩に該当する行為
- ・特定の事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある行為
- ・その他、発注業務全般に関して手続の公正を害するおそれのある行為

7 執務環境の整備等

職員は、秘密の漏洩の防止を図り、適正に発注業務を実施するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 執務室への出入りに制限を加える等、適宜、秘密保持のための必要な対応に努めること。
- (2) 職場内の整理整頓や厳正な文書管理の徹底を図り、設計から完成まで複数の職員による確認を行い、チェック機能を高めること。

入札契約制度の適正化に向けた取組状況について

(令和2年4月1日現在)

	入札契約事務の適正化を図るための取組内容	取組状況
1	調査及び設計業務においてダンピング受注防止の観点から、低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定している 【品確法7条】	○ 実施済
2	建設工事においてダンピング受注防止の観点から、入札参加者に対して入札金額と併せてその内訳を提出させている 【適正化法12条】	○ 実施済
3	調査及び設計業務の適正な履行や品質を確保するため、業務完了後に業務成績評定結果を通知している 【発注事務指針Ⅱ・1】	✗ 未実施
4	法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない建設業者（社会保険等未加入業者）を公共工事の元請業者から排除するため、競争参加資格審査等で必要な措置を講じている 【適正化指針第2・2】	△ 検討中
5	暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む）を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除措置を講じている 【適正化指針第2・2】	○ 実施済
6	予定価格は入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表している 【適正化指針第2・4(5)】	✗ 未実施
7	総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者や配置予定技術者の施工実績などを評価項目に設定するとともに、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や、近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度等を評価項目に設定している 【発注事務指針Ⅱ・1】	△ 検討中
8	公共工事標準請負契約約款（中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結している 【発注事務指針Ⅱ・1】	○ 実施済
9	賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行っている 【公共工事標準請負契約約款第25条】	○ 実施済
10	適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる埋戻し前など）において、必要な技術的な検査を適切に実施し、改善を要すると認めた事項等を書面により受注者に通知している（中間技術検査） また、この技術検査の結果は、施工状況の評価（工事成績評定）に反映させている 【品確法7条／発注事務指針Ⅱ・1／適正化指針第2・5】	○ 実施済

(参考)

* 品確法:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

* 発注事務指針:「発注関係事務の運用に関する指針」

* 適正化法:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

* 適正化指針:「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

11	社会保険等未加入業者を確認（工事施工中）した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図っている 【発注事務指針Ⅱ・1】	× 未実施
12	下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図っている 【発注事務指針Ⅱ・1】	△ 検討中
13	工事の完成を確認するための検査を行うとともに、同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映させている。技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知している 【発注事務指針Ⅱ・1】	○ 実施済
14	工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準を策定している 【適正化指針第2・1／発注事務指針Ⅱ・1】	○ 実施済
15	毎年度、発注見通し（発注工事名、入札・契約の方法、入札予定期限等）を公表している 【適正化法第7条】	○ 実施済
16	入札・契約の過程（入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等）及び契約の内容（契約の相手方、契約金額等）を公表している 【適正化法第8条】	○ 実施済
17	競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準を公表している 【適正化指針第2・1】	△ 検討中
18	建設工事の低入札価格調査の要領及び結果の概要、低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格を公表している 【適正化指針第2・1】	△ 検討中
19	指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公表している 【適正化指針第2・1】	○ 実施済
20	工事の監督・検査に関する基準を策定し公表している 【適正化指針第2・1】	△ 検討中
21	談合情報を得た場合等の取扱要領（談合情報対応マニュアルなど）を策定し公表している 【適正化指針第2・1】	△ 検討中
22	施工体制の把握のための要領を策定し公表している 【適正化指針第2・1】	○ 実施済
23	総合評価落札方式の評価基準や実施要領を策定し公表している 【適正化指針第2・1】	○ 実施済
24	入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認している 【適正化指針第2・6】	○ 実施済

（参考）

* 品確法:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

* 発注事務指針:「発注関係事務の運用に関する指針」

* 適正化法:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

* 適正化指針:「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

令和2年度工事種別の総合点算出基準

【総合点の付与について】

木津川市が発注する建設工事の競争入札参加者の資格を定める総合点は、以下の客観点と主観点を合計したものとする。

総合点の付与については、市内に主たる営業拠点を有する業者（以下「市内業者」という。注1参照）であって、かつ、当該営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算して1年以上経過して営業の実態がある者を対象に、建設工事29業種のうち、土木一式、建築一式、舗装の3業種（以下「資格業種」という。）について総合点を付与するものとし、それ以外の業種（注2参照）については総合点の付与をせず、「資格有り」とする。

なお、市内業者であっても木津川市内に主たる営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算し、1年未満である市内業者については総合点の付与は行わないものとする。

算式：[総合点] $X = P + B - C + D + E + F$

(客観点)

P：経営事項審査数値

資格審査基準日（令和2年2月1日）の1年7月前の直後の事業年度終了の日以降に受けた直近の経営事項審査値（審査基準日及び審査結果通知日が平成30年7月1日から令和2年1月31日までのもので、かつ、令和2年1月31日時点で最新のもの。）とする。

(主観点)

B：工事成績による評定点（注3参照）

C：不誠実な行為の有無及び信用状態等による減点

過去1年間に、「木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱」による措置をした市内業者について、30点を減じる。

D：社会貢献活動等による加算点

木津川市との間で、社会貢献活動に関する協定を締結し、貢献度が認められる市内業者について該当業種に10点を加算する。

また、社会貢献活動に関する協定に基づき、木津川市より出動の要請を受けて、災害対応の現場従事活動（木津川市と合同で実施する防災訓練を含む。）を行なった市内業者に、1災害につき（当該災害に係る要請回数に係わらず）5点を加算する。

E：ISO取得による加算点

ISO9001、ISO9002又はISO14001を認定された市内業者に10点を加算する。

F：障害者雇用による加算点

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法律」という。）に規定する法定雇用率を達成している場合、及び法律適用外の業

者で障害者を雇用している場合は、5点を加算する。

(注1) 市内に主たる営業拠点を有する業者（市内業者）

市内に主たる営業拠点を有する業者（市内業者）とは、下記の要件をすべて満たすものとする。

法人にあっては、①登記上の本店が市内にある、②建設業法上の主たる営業所が市内にある
個人にあっては、建設業法上の主たる営業所が市内にある

(注2) それ以外の業種

それ以外の業種とは、建設工事29業種のうち次に記載する業種とし、当該業種を希望する市内業者には、総合点を付与せず「資格有り」とする。

大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、
しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、
水道施設、消防施設、清掃施設、解体

(注3) 工事成績による評定点

木津川市が発注した工事の成績による評定点を主観点に反映することについて、令和2年度の資格審査においては、平成29年4月1日以降に発注した工事のうち、平成29年12月1日から平成31年1月30日までに完成検査を受け、合格した工事を対象とし、次の算出基準により評定する。

※工事成績による評定点算出基準

木津川市が発注した上記の期間に該当する資格業種について、木津川市建設工事等検査規程第14条第2項（平成19年告示第116号）で定める工事成績評定表により求められる成績点数の次式により加重平均した値に基づく次表による評定点（B）をもって評定する。

$$\text{算式: 加重平均} = \frac{\{(\text{請負額1}) \times (\text{工事成績1}) + \dots + (\text{請負額n}) \times (\text{工事成績n})\}}{\{(\text{請負額1}) + \dots + (\text{請負額n})\}}$$

評定表（平均値の下限は「以上」、上限は「未満」）

平均値	～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～85	85～
評定点	-40	-30	-20	-10	0	+10	+20	+30	+40

※備考 市外業者とは、前掲に規定する市内業者以外の業者をいい、市外業者については、総合点の付与は行わない。

【その他】

入札参加資格の申請時期について

- 1 入札参加資格の申請時期は2会計年度ごとに2月1日から2月末日までとする。次の定期審査年（令和4・5年度）の申請時期は、令和4年2月1日から2月末日までとする。
- 2 定期審査の翌年（追加審査年）に、新たに資格審査を受けようとする者については、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間を有効期間として、申請書を提出することができる。申請時期は令和3年2月1日から2月末日までとする。
- 3 市内業者で新たに資格審査を受けようとする者については、各当該年の8月20日から8月末日までの間に、臨時に資格審査の申請書を提出することができる。
- 4 市内業者については、追加審査年の申請時期に、木津川市が別途通知した追加書類を指定した期間内に提出すること。

発注標準

令和2年4月1日

※ 土木一式工事、舗装工事で4,000万円以上、建築一式工事で6,000万円以上の工事は特定建設業の許可と営業所における専任技術者と監理技術者が必要。

1 土木一式工事

入札方法	設計金額	市総合点	経審総合点
一般競争入札	3億円以上	-	1200以上
	1.5億円以上3億円未満	-	1000以上
(条件付) *有資格者で土木一式工事に係る市総合点を付与された者が対象	2,000万円以上1.5億円未満	800以上	-
	700万円以上2,000万円未満	700以上 800未満	-
	130万円を超える700万円未満	700未満	-
随意契約	130万円以下	-	-

※ 以下の案件については、市総合点を付与され、木津川市と「災害発生時における緊急対応に関する協定書」を締結している有資格者であることを条件として発注します。

* 年間を通じた単価契約案件（平成25年度から試行実施）

* 年間を通じた災害復旧工事案件（平成26年度から試行実施）

2 建築一式工事

入札方法	設計金額	市総合点	経審総合点
一般競争入札	5億円以上	-	1200以上
	2億円以上5億円未満	-	900以上
(条件付) *有資格者で建築一式工事に係る市総合点を付与された者が対象	2,000万円以上2億円未満	750以上	-
	130万円を超える2,000万円未満	750未満	-
随意契約	130万円以下	-	-

3 舗装工事

入札方法	設計金額	市総合点	経審総合点
一般競争入札	4,000万円以上	-	850以上
	3,000万円以上4,000万円未満	-	800以上
(条件付) *有資格者で舗装工事に係る市総合点を付与された者が対象	900万円以上3,000万円未満	700以上	-
	130万円を超える900万円未満	700未満	-
随意契約	130万円以下	-	-

4 1から3以外の建設工事

入札方法	設計金額	備 考
一般競争入札	1,500万円以上	
(条件付)	130万円を超える1,500万円未満	有資格者で、木津川市内に主たる営業所を有する者が対象
随意契約	130万円以下	

※ 施工できる業者が市内にないか、又は極めて少數の場合は、1,500万円未満の建設工事でも市外業者が参加できる一般競争入札に付すことがある。

5 業務委託

入札方法	設計金額	備 考
一般競争入札	1,500万円以上	
指名競争入札	50万円を超える1,500万円未満	
随意契約	50万円以下	

※ 長期継続契約については、契約予定期間全体の設計金額（予定価格）を契約予定期数で除した金額に12月を乗じた額をもって発注を行います。（平成25年度から実施）

※ 役務の供給の発注の内、人件費に係る割合が多く地元の雇用の拡大を図ることができ、当該業務の遂行能力を有するとともに競争性が確保できると判断できる案件については、地域要件を入札参加条件に追加して発注を行います。（平成26年度から試行実施）

※ 業務内容により、1,500万円未満でも一般競争入札に付すことがある。

6 物品購入

入札方法	設計金額	備 考
一般競争入札	1,500万円以上	
指名競争入札	80万円を超える1,500万円未満	
随意契約	80万円以下	

※ 調達内容により、1,500万円未満でも一般競争入札に付すことがある。

定期監査結果について

【平成 29 年度～令和元年度 指導検査課分 各年度の定期監査結果等の公表から一部抜粋】

○平成 29 年度

1 監査執行年月日

平成 29 年 1 月 26 日 (火)

2 監査の対象

- (1) 平成 29 年度入札事務における業務手順について
- (2) 平成 29 年度入札実施状況について (平成 29 年 1 月末現在)

3 監査結果意見

一般競争入札についてであるが、最低制限価格と同額あるいはそれ近い金額での契約が多数見受けられ、対外的に疑念を抱かねないことから、より一層の透明かつ適正な入札業務に努められたい。

市有バス運行業務等であるが、毎年度入札不調となっており、最終的に随意契約の形を採っている。随意契約には競争性が無く、不正の温床となる危険性があることから、入札が成立するよう、他市の状況等について調査、研究されたい。

○平成 30 年度

1 監査執行年月日

平成 30 年 1 月 26 日 (水)

2 監査の対象

- (1) 入札実施状況について (平成 30 年 1 月末時点)
- (2) 契約締結時のチェック体制について
- (3) 京都府土木工事共通仕様書改定後の指導状況について
- (4) 建設工事競争入札参加資格審査申請に係る事務処理について
- (5) 郵便切手等調査について (調査票)

3 監査結果意見

建設工事に係る入札事務についてであるが、発注の準備段階から開札、契約に至るまで、複数の職員によるチェック体制が確立されており評価できる。今後も適正な事務執行に努められたい。

ところで、建設工事に係る入札の最低制限価格については、市独自の基準により算出されており、今回の監査において、最低制限価格の算出根拠の資料の提示を求めたが、今後の入札事務への影響を鑑み、その算出根拠は非公表とのことであった。

しかしながら今般、大阪市発注の電気工事において、大阪市建設局職員が非公開である最低制限価格に関する情報を業者側に漏洩し、公正な入札業務を妨害した官製談合の疑いで、家宅捜索が行われたという報道があった。

本市では漏洩することはないと思うが、十分注意し、公平・公正な入札業務を行っていただきたい。

○令和元年度

1 監査執行年月日

令和元年12月26日（木）

2 監査の対象

- (1) 入札実施状況について（令和元年11月末時点）
- (2) 令和元年10月実施の工事の入札状況について
- (3) 契約締結時のチェック体制について

3 監査結果意見

物品、役務の競争入札において、1者中止等の理由により入札中止となつた案件が例年に比べて多い。その後、随意契約により契約が締結されるが、平等性、透明性の観点から、引き続き、担当課に対して、随意契約の締結に至るまでの相応の指導や手順の確認を行われたい。

また、工事に係る競争入札において、最低制限価格と落札金額が同額ないし近似した額により落札されているケースが多くある。市が設定する最低制限価格と同額ないし近似した額での落札が多くなると、対外的に疑惑を抱かれる場合もあるので、今後も十分に注意し、契約事務に努められたい。

最後に、今般、パソコン購入に際し、議会の議決に付すべき案件であるにも関わらず、失念する事態が発生した。これを受け、起工伺いの様式の一部を変更し、議会の議決を付すべき項目を追加する等、対策に取り組んでいることであるが、同様の事態が発生することのないよう、入札に係る事務処理が適正に執行されるよう、努められたい。

予定価格等の公表時期の見直しについて（意見）

現在、木津川市では予定価格等の事前公表を実施している。

予定価格及び最低制限価格等の事前公表は、見積努力の低下、くじ引き発生、最低制限価格等への応札価格の誘導など、技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招くため、その取りやめが重要な課題となっており、入札および契約手続きの適正化を確保するなどの観点から事後公表の移行について検討すべきと思われます。

＜参考法令等＞

『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）』より抜粋

予定価格については、入札の前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等にかんがみ、国においては、入札の前には公表しないこととしている。このため、各省各庁の長等は、契約締結後に、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、公表するものとする。なお、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、各団体において適切と判断する場合には、事前公表を行うこともできるが、事前公表の実施には上記弊害が生じうることを踏まえ、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。また、低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合の当該価格の公表の取扱いは、基本的には予定価格の取扱いに準ずるものとするが、最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、これらの弊害が生じることがないよう取り扱うものとする。

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について

『公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（H20.3.31付 国総入企第35号）』より抜粋

◎予定価格等の公表の適正化

予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり、事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとすること。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。

- ★昨年度（2019）の建設部指導検査課所管の入札案件について見ると、最低制限価格帯の1万円未満の案件が約6割を占めている
- ★同価格落札者での抽選案件が8件（13%）発生している
- ★1者入札、有効落札者1者、参加者全員失格など、事前公表案件にもかかわらず不自然な案件がある
- ★有効落札者1者案件（2件）では、落札率が、92%、100%と不自然な点が見受けられる
- ★1者入札案件（2件）については、通常、一時保留調査または再入札等の取り扱いをしている地方公共団体が多数であるが、市の対応方法はどのようなものか？

以上な点から、過去数年の入札状況を調査し、予定価格等の公表時期の取り扱いについて検討すべきと思われる

＜資料（※1）＞

- ・2019年度 入札結果情報

＜参考資料（※2）＞

- ・予定価格の事前公表のメリット・デメリット
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（H20.3.31）【概要】
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（H23.8.25）【概要】
- ・公共工事の円滑な施工確保について（H26.2.7）【概要】
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（H26.10.22）【概要】

※1 資料について

【出典：京都府入札情報公開システム（入札結果情報）を編集・加工して作成したものです】

https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P/

※2 参考資料について

【出典：総務省ホームページ（地方公共団体の入札・契約制度）より】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

2019年度 入札結果情報【調達機関／木津川市 建設部指導検査課】

No	案件名称	開札執行日時	落札業者名	落札金額 (当初契約額)	落札率	最低制限価格 との差額	最低制限価格	最低制限価格 設定率	【59.02%】		【最低価ライン1%未満の割合→】		【95.08%】	【9】	[←平均応札者]
									予定価格	過程	差額の予定価格 に対する割合	応札			
1	広芝公園ほか除草及び剪定工事【1-管-9】	令和1年05月28日	(株)泰成造園土木	6,927,120	86.05%	15,000	6,910,920	85.85%	8,050,320		0.20%	17			
2	中門伝公園ほか除草及び剪定工事【1-管-8】	令和1年05月28日	微笑緑化	6,465,960	91.99%	401,000	6,032,880	85.83%	7,028,640	有効札①	6.28%	16	15者最低価格以下		
3	トンネル公園ほか除草及び剪定工事【1-管-11】	令和1年05月28日	木津川道路(株)	5,743,440	85.89%	10,000	5,732,640	85.72%	6,687,360		0.16%	14			
4	紫公園ほか除草及び剪定工事【1-管-13】	令和1年05月28日	-	-	-	-	-	-	5,150,520	全者失格	-		全者失格		
5	さがらか山公園ほか除草及び剪定工事【1-管-10】	令和1年05月28日	(株)堀建設	5,032,800	100.00%	668,000	4,311,360	85.67%	5,032,800	有効札①	14.60%	13	12者最低価格以下		
6	つるばみ公園ほか除草及び剪定工事【1-管-12】	令和1年05月28日	(株)丸八商事	4,253,040	85.74%	4,000	4,248,720	85.65%	4,960,440		0.09%	13			
7	公園緑地維持修繕工事【1-管-1】	令和1年05月30日	矢島工建	8,170,200	85.74%	1,000	8,169,120	85.73%	9,528,840		0.01%	15			
8	道路照明灯維持修繕工事【1-管-6】	令和1年05月30日	ベルテック(株)	4,011,120	84.58%	3,000	4,007,880	84.51%	4,742,280		0.07%	3			
9	道路維持修繕工事(その2)【1-管-3】	令和1年05月31日	(株)堀建設	15,581,160	85.67%	0	15,581,160	85.67%	18,187,200		0.00%	14			
10	河川維持修繕工事【1-管-7】	令和1年05月31日	中野建設	8,162,640	85.70%	0	8,162,640	85.70%	9,524,520	抽選②	0.00%	7			
11	加茂地区道路維持修繕工事【1-管-4】	令和1年05月31日	(株)丸八商事	7,464,960	85.52%	2,000	7,462,800	85.50%	8,728,560	抽選②	0.03%	7			
12	山城地区道路維持修繕工事【1-管-5】	令和1年05月31日	三興建設	6,730,560	85.44%	1,000	6,729,480	85.43%	7,877,520	抽選②	0.01%	7			
13	市道加4020号線ほか道路除草工事【1-管-23】	令和1年05月31日	小川組	5,146,200	85.59%	15,000	5,130,000	85.32%	6,012,360		0.27%	8			
14	交通安全対策及び河川兼用道路除草工事【1-管-18】	令和1年06月11日	永栄工業(株)	15,154,560	85.70%	1,000	15,153,480	85.70%	17,682,840		0.01%	11			
15	木津川堤防兼用道路部分除草工事【1-管-15】	令和1年06月11日	東城技建工業	11,759,040	85.56%	0	11,759,040	85.56%	13,744,080		0.00%	12			
16	城山台地区道路除草工事【1-管-29】	令和1年06月11日	(株)三浦工務店	10,558,080	85.75%	10,000	10,547,280	85.67%	12,312,000		0.09%	11			
17	藤木川及び山松川ほか除草工事【1-管-17】	令和1年06月11日	小川組	7,328,880	86.05%	16,000	7,311,600	85.85%	8,516,880		0.21%	7			
18	市道加3008号線ほか道路除草工事【1-管-22】	令和1年06月11日	(株)谷建工業	7,232,760	85.58%	7,000	7,225,200	85.50%	8,451,000		0.09%	9			
19	木津北地区除草工事【1-都工-1】	令和1年06月13日	ニシキ建設	3,630,960	85.59%	2,000	3,628,800	85.54%	4,242,240		0.05%	7			
20	農業用施設除草工事【1-建-3】	令和1年06月13日	(株)ダイワ	3,626,640	85.88%	2,000	3,624,480	85.83%	4,222,800		0.05%	7			
21	市有地等除草工事【1-財工-1】	令和1年06月13日	羽田建設	2,284,200	85.94%	2,000	2,282,040	85.86%	2,657,880		0.08%	6			
22	街路用地等除草工事【1-建-1】	令和1年06月13日	心和建設	1,501,200	86.01%	2,000	1,499,040	85.89%	1,745,280		0.13%	6			
23	農林業施設維持修繕工事【1-建-2】	令和1年06月13日	心和建設	2,679,480	85.85%	2,000	2,677,320	85.78%	3,121,200		0.07%	4			
24	山城地区市道路肩除草工事【1-管-16】	令和1年06月17日	相楽土木建築(株)	20,261,880	86.00%	29,000	20,230,560	85.87%	23,559,120		0.14%	16			
25	木津川台地区高低木剪定及び除草工事【1-管-24】	令和1年06月17日	(株)堀建設	10,110,960	85.76%	1,000	10,109,880	85.75%	11,790,360	抽選②	0.01%	13			
26	州見台地区高低木剪定及び除草工事【1-管-20】	令和1年06月17日	(株)KOSEI	9,849,600	85.66%	3,000	9,846,360	85.63%	11,498,760		0.03%	12			
27	東中央線高低木剪定及び除草工事【1-管-27】	令和1年06月17日	吉廣建設(株)	9,804,240	85.70%	5,000	9,798,840	85.65%	11,440,440	抽選②	0.05%	11			
28	木津川市内高低木剪定及び除草工事【1-管-19】	令和1年06月17日	(株)泰成造園土木	7,973,640	85.54%	0	7,973,640	85.54%	9,321,480		0.00%	10			
29	兜台地区高低木剪定及び除草工事【1-管-25】	令和1年06月19日	羽田建設	7,342,920	85.64%	6,000	7,336,440	85.56%	8,574,120		0.08%	10			
30	梅美台地区高低木剪定及び除草工事【1-管-21】	令和1年06月19日	(株)丸八商事	7,045,920	85.56%	3,000	7,042,680	85.52%	8,235,000	抽選②	0.04%	10			
31	兜台地区高低木剪定及び除草工事(その2)【1-管-26】	令和1年06月19日	(株)丸八石材	4,827,600	85.63%	6,000	4,821,120	85.52%	5,637,600	抽選②	0.12%	10			

No	案件名称	開札執行日時	落札業者名	落札金額 (当初契約額)	落札率	最低制限価格 との差額	最低制限価格	最低制限価格 設定率	予定価格	過程	差額の予定価格 に対する割合	応札	備考
32	加茂支所屋上防水改修工事【1-総-2】	令和1年06月19日	(株)岩井工務店	22,798,800	89.07%	18,000	22,779,360	89.00%	25,596,000		0.08%	7	
33	州見台七丁目府県界緑地ほか除草工事【1-管-14】	令和1年07月12日	(株)イトー	11,051,640	86.22%	7,000	11,044,080	86.16%	12,818,520		0.06%	8	
34	城址公園除草工事【1-教社-13】	令和1年07月12日	(株)矢島工務店	7,977,960	85.67%	2,000	7,975,800	85.64%	9,312,840		0.02%	8	
35	林道今ヶ谷線舗装工事【1-建-5】	令和1年07月12日	永栄工業(株)	3,193,560	85.96%	8,000	3,184,920	85.73%	3,715,200		0.24%	5	
36	内垣外内田山線道路改良工事【1-建-6】	令和1年07月19日	(株)清水エンジニアリング	52,161,840	86.34%	12,000	52,148,880	86.32%	60,411,960		0.02%	10	
37	山城処理分区管渠工事(1-1)【1-下-3】	令和1年07月19日	相楽土木建築(株)	15,599,520	86.00%	26,000	15,571,440	85.84%	18,139,680		0.16%	12	
38	相楽療育教室トイレ等改修工事【1-社福委-9】	令和1年07月19日	羽田建設	6,771,600	88.68%	118,000	6,644,160	87.02%	7,635,600	1社入	1.70%	1	
39	下川原団地外壁ほか改修工事【1-住管-1】	令和1年07月25日	宮城建設(株)	91,811,880	89.59%	375,000	91,406,880	89.19%	102,481,200		0.40%	4	
40	城山台1号緑地ほか除草工事【1-管-33】	令和1年08月19日	(株)丸八石材	6,247,800	86.25%	12,000	6,234,840	86.07%	7,243,560		0.18%	6	
41	交通安全施設等設置工事【1-総-9】	令和1年08月19日	(株)谷建工業	5,165,640	85.56%	23,000	5,140,800	85.15%	6,037,200		0.42%	7	
42	本庁舎北側市有地整備工事【1-総-8】	令和1年08月19日	タイヨー	1,284,120	85.54%	0	1,284,120	85.54%	1,501,200		0.00%	7	
43	加茂地区街路樹剪定工事【1-管-28】	令和1年08月19日	吉廣建設(株)	4,073,760	85.47%	5,000	4,068,360	85.36%	4,766,040		0.12%	9	
44	加茂人権センター耐震補強等改修・小谷児童館改築工事【1-人加工・小児工-1】	令和1年08月26日	藤原建設(株)	117,162,720	89.51%	19,000	117,142,200	89.49%	130,896,000	2社入	0.02%	2	他2者辞退
45	山城処理分区管渠工事(1-2)【1-下-4】	令和1年08月26日	(株)西脇産業	38,510,640	86.00%	0	38,510,640	86.00%	44,780,040	2社入	0.00%	2	他5者辞退
46	山城処理分区管渠工事(1-3)【1-下-5】	令和1年08月26日	(株)中井建設	23,787,000	86.12%	55,000	23,727,600	85.90%	27,621,000		0.22%	7	
47	南河原川改修工事【1-建-7】	令和1年08月26日	吉田建設(株)	21,336,480	86.21%	30,000	21,304,080	86.08%	24,749,380		0.13%	10	
48	第7処理分区面整備工事(その26)【1-下-7】	令和1年09月20日	吉廣建設(株)	31,110,200	86.00%	13,000	31,095,900	85.96%	36,173,500		0.04%	7	
49	一本木団地9号・10号解体工事【1-住解-1】	令和1年09月20日	羽田建設	4,669,500	87.89%	3,000	4,666,200	87.83%	5,313,000	1社入	0.06%	1	
50	兔並団地505号空室改修工事【1-住管-4】	令和1年09月20日	-	-	-	-	-	-	1,540,000	応札無	-		
51	山城処理分区舗装本復旧工事【1-下-1】	令和1年09月20日	宮城建設(株)	16,613,300	85.90%	13,000	16,599,000	85.83%	19,340,200		0.07%	12	
52	東中央線整備事業関連遮音壁設置ほか工事【1-建-13】	令和1年10月24日	日皆田建設(株)	39,462,500	86.58%	0	39,462,500	86.58%	45,579,600		0.00%	8	
53	市道木27号木津中ノ川線道路改良工事【1-建-11】	令和1年10月24日	(株)KOSEI	19,553,600	85.87%	0	19,553,600	85.87%	22,771,100		0.00%	15	
54	反田川樋門設置工事【1-建-8】	令和1年10月24日	増本建設	19,466,700	86.20%	72,000	19,387,500	85.85%	22,583,000		0.35%	6	
55	大阪橋補修工事(その1)【1-管-34】	令和1年10月28日	(株)丸八石材	7,228,100	85.48%	22,000	7,203,900	85.20%	8,455,700		0.29%	3	
56	第7処理分区舗装本復旧工事【1-下-2】	令和1年10月28日	日皆田建設(株)	8,086,100	85.58%	23,000	8,060,800	85.31%	9,449,000		0.27%	13	
57	木津川市役所本庁舎3階非常照明器具LED化改修工事【1-総-10】	令和1年10月28日	ヤマダ電気工業所	3,121,800	86.79%	0	3,121,800	86.79%	3,597,000		0.00%	4	
58	市道木1025号梅美台幹線舗装修繕工事【1-管-35】	令和1年10月30日	相楽土木建築(株)	68,505,800	86.30%	2,000	68,503,600	86.30%	79,380,400		0.00%	24	
59	市道加4032号線舗装修繕工事【1-管-38】	令和1年11月15日	日皆田建設(株)	7,048,800	85.57%	0	7,048,800	85.57%	8,237,900		0.00%	13	
60	ふれあい農園農地復旧工事【1-農工-2】	令和1年12月19日	矢島工建	2,425,500	85.80%	1,000	2,424,400	85.76%	2,827,000		0.04%	6	
61	第7処理分区面整備工事(その27)【1-下-8】	令和1年12月19日	(株)イトー	10,167,300	85.84%	17,000	10,148,600	85.68%	11,844,800		0.16%	13	
62	大阪橋補修工事(その2)【1-管-36】	令和2年01月24日	(株)岩井工務店	23,490,500	86.00%	63,000	23,421,200	85.74%	27,315,200		0.25%	3	
63	舗装マーキング工事【1-管-37】	令和2年01月24日	(株)堀建設	7,858,400	84.85%	0	7,858,400	84.85%	9,262,000	抽選②	0.00%	18	

京都府及び府下15市の競争入札平均落札率の推移〔2015～2019〕

100.0

95.0

90.0

85.0

80.0

75.0

京都府	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市
-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	------	-----	------

2015	89.1	88.7	90.0	87.9	91.0	89.0	89.3	87.0	97.5	90.7	89.3	86.6	92.0	89.6	92.1	84.9
2016	87.6	89.3	87.4	86.5	88.3	87.1	85.9	85.6	84.5	92.9	87.1	84.5	91.8	88.6	88.7	85.9
2017	89.0	90.3	88.3	88.0	89.3	88.1	93.3	85.7	88.2	94.7	86.3	87.5	92.6	89.0	88.8	86.0
2018	89.6	90.8	88.5	88.7	89.6	88.9	92.0	87.4	86.9	89.2	86.1	88.1	92.2	88.7	89.7	85.7
2019	89.7	90.3	89.2	88.9	89.4	88.5	95.1	86.5	89.4	86.0	86.9	89.2	90.6	90.5	89.4	86.0
平均落札率	89.0	89.9	88.7	88.0	89.5	88.3	91.1	86.4	89.3	90.7	87.1	87.2	91.8	89.3	89.7	85.7

予定価格の公表時期

(令和元年11月1日現在)

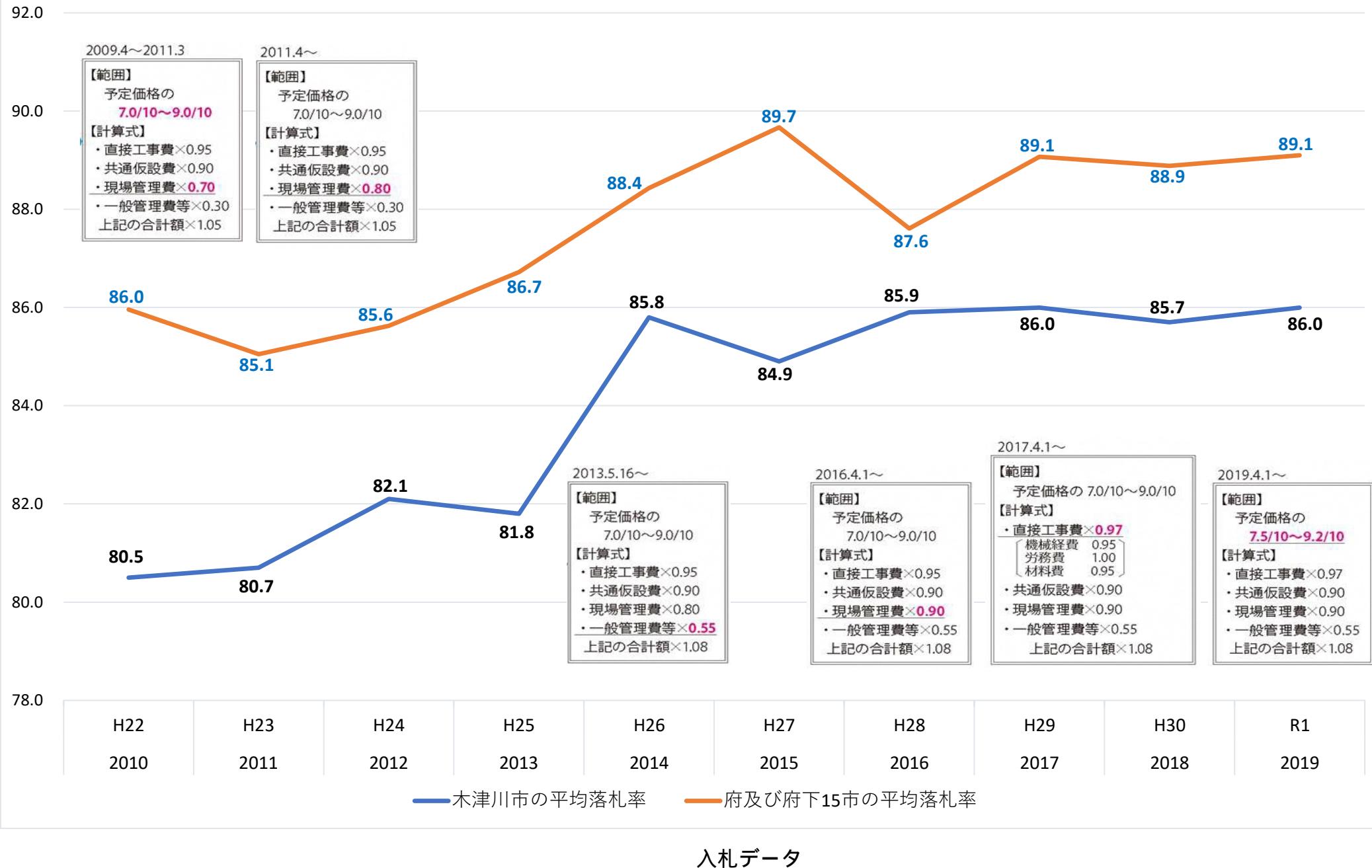
地方公共団体	事後公表		事前公表			
	都道府県	47	33	70%	14	30%
指定都市	20		16	80%	4	20%
市区町村	1,721		977	57%	744	43%

入札データ

※予定価格公表時期の「併用」は、予定価格により事前公表または事後公表を分けている

	京都府	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市
予定価格公表時期	併用	併用	併用	併用	事前	併用	事前	併用	事前	事後	事前	併用	併用	事後	事前	事前
一者応札の対応状況	原則無効	全て有効	原則無効	原則無効	全て有効	原則有効	全て無効	原則無効	原則無効	原則有効	原則無効	全て有効	原則有効	原則有効	原則有効	全て有効

木津川市の競争入札平均落札率の推移 (2010~2019)



入札データ

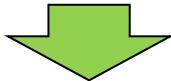
予定価格の事前公表について、例えば以下のメリット・デメリットが指摘されている。

○メリット

- ・職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

○デメリット

- ・談合が一層容易に行われる可能性があること。
- ・積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。



(地方公共団体の予定価格の公表のあり方)

予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施。公共工事の入札を巡る状況（同額入札におけるくじ引きの増加等）を踏まえ、入札契約適正化法に基づく適正化指針に下記を記載。



予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

(『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』から抜粋)

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について

(H20.3.31 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について) (概要)

平成19年度入札契約適正化調査、中建審総会の提言、公共工事の品質確保に関する当面の対策等を踏まえ、以下の点について、各都道府県知事・政令指定都市市長あてに要請

1. 一般競争入札の拡大

- ・速やかに一般競争入札の導入・適用範囲拡大を図るものとすること。
- 2. 総合評価方式の導入・拡充
 - ・総合評価方式の導入拡大に努め、対象工事・実施目標値を設定し、着実にその拡大に努めること。
 - ・特別簡易型総合評価実施マニュアルを参考としつつ、総合評価方式の導入拡大に努めること。
 - ・発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、所要の体制を整備すること。
 - ・小規模団体等は、県単位又は団体が共同で学識経験者からの意見聴取を行えるよう、県からの支援を受けることを検討すること。
 - ・地方自治法施行令の改正により、手続が大幅に簡素化されたこと。

3. ダンピング受注の防止の徹底

- ・低入札及び最低制限価格を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。
- ・総合評価方式対象工事には、低入札制度・失格基準を積極的に活用すること。
- ・最低制限価格・低入基準価格については、適切に見直すこと。
- ・低入基準価格を下回る者に対しては、工事内訳書の提出の徹底など、積極的な措置を行うこと。
- ・予定価格は適切な水準とするとともに部切りは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札拡大・総合評価方式拡充の条件整備

- ・適切な競争参加条件の設定等必要な条件整備を講じること。
- ・入札ボンドの導入を国の導入状況と連携して進めること。

5. 予定価格等の公表の適正化

- ・予定価格、最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。
- ・事前公表を行う場合は、理由を公表すること。

6. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

- ・不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

7. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

- ・地方自治法施行令の改正により競争参加資格停止期間の上限が2年→3年に延長したこと。
- ・違約金特約条項の設定等により賠償請求に努めるとともに、凡例を基準とし適切な金額を定めるべきこと。
- ・国庫補助事業について損害賠償請求を行った場合は、その取扱いについて、補助部局と協議し、その指示に従うこと。

8. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

- ・入札契約に関する情報の一層の公表を促進すること。
- ・第三者機関が設置されていない場合は早急に設置すること。
- ・苦情等への適切な対応を推進すること。

9. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

10. 適正な施工の確保

- ・施工体制台帳を積極的に活用すること。
- ・発注者支援データベースの活用を推進すること。
- ・ワンデーレスpons、三者協議等により、発注者・設計者・施工者の連携を促進すること。

11. 体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

- ・発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくべきであり、業務執行体制の強化が必要であること。
- ・外部機関の活用等に努めること。
- ・技術力が万全といえない市町村の支援を検討すること。
- ・都道府県は、市町村の取組が円滑に進みよう協力・支援すること。
- ・CM方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

12. 電子入札の導入等の推進

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○地域維持型契約方式

- ・地域維持事業の担い手確保が困難になるおそれなど担い手の実情を調査。
- ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。
- ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注(一括契約や複数年契約)や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体等による受注の仕組みを活用。

○ダンピング対策の強化

- ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による失格基準の積極的な導入・活用。

○予定価格等の事前公表の見直し

- ・低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。
- ・予定価格は弊害が生じた場合には事前公表の取りやめ等適切に対応。
- ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。

○予定価格の適切な設定

- ・設計金額(積算金額)からの歩切りは行わない。

○一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- ・地域要件の活用に当たり、各発注者が予め運用方針を策定。
- ・入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大。

○総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

- ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。

○公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用

○不良・不適格業者の排除

- ・公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用。
- ・不当介入があった場合の通報・報告等の徹底。

○発注者としての体制の補完

- ・CM方式等外部機関の活用、市町村の入札契約制度改善への都道府県の支援。
等

III. 情報の公表を行わなければならない事項

○法に基づく公表義務の徹底

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

○前払金・中間前払金の導入・拡大

○工事請負代金の支払手続の迅速化

○地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底

(H26.2.7 各都道府県知事・議会議長、各政令指定都市市長・議会議長あて総務省・国土交通省連名通知)

適正な価格による契約

○予定価格の適切な設定

- * 最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映
- * 「予定価格の適正な設定について」(H26.1.24通知※1参照)により要請したとおり、いわゆる歩切りについては厳に慎むこと
- * 「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」(H26.1.24通知※2参照)の趣旨を踏まえた円滑な施工確保を図ること

○予定価格等の事前公表の見直し

- * 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の事後公表化
- * 予定価格の事前公表の見直し

○低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直し

- * 算定方式の改定等により適切に見直し

○スライド条項の適切な設定・活用

○設計変更等の適切な実施

○遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等

※1「予定価格の適正な設定について」(H26.1.24通知)

最近の資材や人件費の上昇等を踏まえた最新の実勢価格を反映した予定価格の適切な設定、現場の技能労働者への適切な賃金水準の確保等が重要であることから、歩切りは厳に慎むこと

※2「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」

- ◇ 最近単価による予定価格設定の徹底 (H26.1.24通知)
- ◇ 公共建築工事の積算で適用する単価
- ◇ スライド条項の適切な設定・活用 ◇ 設計図書の適切な見直し
- ◇ 相談受付 ◇ 予算措置等の運用での柔軟な対応

技術者・技能者の効率的活用

○地域の実情に応じた発注ロットの大型化

- * 技術者・技能労働者の不足が懸念される地域では、有効活用するため、地域の実情等に応じて、発注ロットを大型化

○技術者の専任等に係る取扱い

○柔軟な工期の設定

入札契約手続きの効率化等

- * 入札公告等の前倒し
- * 総合評価方式における提出資料の簡素化
- * 指名競争入札方式の活用
- 等

地域の建設業者の受注機会の確保

- * 地域の中小企業者の適切な評価
- * 分離・分割発注

建設業者の資金調達円滑化のための取組

- * 前金払、中間前金払の未導入団体は導入を図ること
- * 前金払制度のさらなる活用、支払限度額の見直し、代金支払手続の迅速化
- * 地域建設業経営強化融資制度の活用、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用

就労環境の改善

- * 適切な工期の設定、柔軟な設計変更、前金払・中間前金払の活用
- * 社会保険等への加入促進

<背景> 「好循環実現のための経済対策」
平成25年度補正予算成立

<H26. 6. 4公布>

<H26. 9. 30閣議決定>

<H26. 10. 22要請通知>

担い手3法の改正(全会一致)

- ・公共工事品質確保法
- ・入札契約適正化法
- ・建設業法

- ・基本方針の改正
- ・適正化指針の改正

公共工事の発注者は、入札契約適正化法に基づき、
 • 適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
 • 発注の見通しに関する事項を公表する義務
 等がある。

今回の適正化指針の改正等を受けて、発注者は
 → I、II
 → III
 に掲げる措置を講ずることが必要。

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○適正な予定価格の設定

- ・市場における最新の実勢価格を反映して適正に積算
(担い手確保のための適正利潤の確保)
- ・特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控除(歩切り)は
厳に行わない(品確法違反であり、今後、実態を調査)
- ・これらを踏まえ、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに実施

○ダンピング対策の強化

- ・入札金額の内訳(新たに発注者への提出を義務付け)を適切に確認
- ・低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底
- ・いずれの制度も未導入の場合は、早急に導入に向けて検討
(今後、必要に応じ要請)

○適切な契約変更の実施等

- ・実際の工事現場の状態を踏まえ、必要に応じ、適切に設計図書を変更
- ・工事費用や工期に変動が生じた場合、必要な変更契約を適切に締結

○社会保険等未加入業者の排除

- ・定期の競争参加資格審査等を通じた公共工事の元請からの排除
- ・元請による未加入業者との下請契約締結の禁止、未加入業者を確認した際の
許可行政庁への通報等により、下請も含めて排除

○施工体制の把握の徹底

- ・施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を
把握し、必要に応じて元請に指導等

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式、地域維持型契約方式の適切な活用

- ・段階的選抜方式の活用

○低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

- ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格等について、
契約締結後に公表

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

- ・入札に関する情報管理の徹底、公正な競争の促進
- ・予定価格の作成時期を入札書提出後とすること等

○不良・不適格業者の排除

- ・暴力団排除条項の整備・活用

○発注者としての体制の補完

- ・CM方式等外部機関による支援の活用
- ・市町村の入札契約改善への都道府県の積極的支援

III. 情報の公表を

行わなければならない事項

○発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

IV. その他公共工事の入札及び契約 に関する留意事項

○公共工事の円滑な施工確保

○発注者の責務(I以外)

- ・見積の徴収及び当該見積を活用した積算
- ・計画的な発注及び適切な工期の設定